

第 2 日

1. 平成24年3月8日午前10時00分招集
2. 平成24年3月8日午前10時00分開議
3. 平成24年3月8日午後4時45分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 蒲池 恭一	2番 豊後 力	3番 中村 一博
4番 古閑 修一	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 庄山 忠文
10番 荒木 拓馬	11番 杉村 幸敏	12番 笹淵 賢吾
13番 杉本 和彰	14番 多賀 勝丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 笠 輝 博 書 記 前 淵 笑 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	徳 永 宣 久
総 合 支 所 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	古 家 敏 彦
建 設 課 長	坂 本 政 明	経 済 課 長	山 下 仁
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
		特 別 養 護 老 人	
町 立 病 院 事 務 長	杉 本 章 一	ホ ー ム 施 設 長	石 原 惠 一
事 業 課 長	松 尾 憲 成	住 民 課 長	高 木 洋 一 郎
福 祉 課 長	堤 一 徳		

-
12. 議事日程

日程第1 一般質問

7番 小山 暁議員
4番 古閑修一議員

12番 笹渕賢吾議員

2番 豊後 力議員

1番 蒲池恭一議員

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、昨日、1番議員蒲池議員の質問の中で、病院事務長より答弁漏れがありましたので、病院事務長の答弁を許します。

町立病院事務長 杉本章一君

○病院事務長（杉本章一君） では、昨日、蒲池議員の質問に答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

質問の内容は、時間外の救急搬入がどれくらいあるのかという御質問でございました。

23年度、昨年4月から今年2月までの件数を申し上げます。23年度の時間外の救急搬入は、救急車を含めまして、患者数が1,594件っております。そのうち救急車での搬入が122件、残りの1,472件は、主に家族の方の車での救急外来となっております。以上です。

日程第1 一般質問

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に通告受付順によって発言を許します。

なお、質問・答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の1項目すべてを登壇で行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第二項目からの質問は質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

まず最初に、小山議員の発言を許します。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 改めましておはようございます。7番議員の小山でございます。

先に通告しておきました通告書に従い、これから一般質問を行います。いつものことですが、執行部におかれましては、簡潔・明瞭な答弁をしていただきますよう、まず冒頭をお願いしておきます。

いよいよ春3月を迎え、日一日と暖かさを増してきておりますが、本日は3月定例議会一般質問のトップバッターとしてここに登壇しておりますが、私が議員になって早くも今回で6回目の春を迎えて思いますことは、とにかく心機一転、初心に立ち返り、住民の皆様の負託にこたえられるよう、全力投球でこれからも頑張りたいと思っております。

早速でございますが、質問事項の1番目、農業振興と節電対策について伺います。

まずその中の1点目でございますが、東日本大震災で始まった電力不足は、原発全面停止によって九州電力管内の家庭や企業にも影響を及ぼし、既に昨年12月から、ピーク時の電力需要、前年度比で5%節電する等の対策がとられてきましたが、本庁や支所での節電対策はどうなっているのか、まず伺います。

次、2点目でございますが、本町のいちご農家では、収穫率アップを図るため、現在、24戸の農家で電照栽培に取り組んでおられますが、その電照栽培に消費する電力需要量は相当なものがございまして、その対策として、現行の電照栽培をLEDに切り替えて、交換することによって、農業分野でも節電や電力不足対策につながり、同時に今後の農業振興にも大きく貢献できると思っておりますが、町長の考えを伺います。

以上、農業振興と節電について、2点について質問いたしますので、執行部の答弁をお願いをしておきます。

次の質問から、質問席から質問いたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 小山議員さんの質問にお答えをいたします。

まず第1点目、農業振興と節電対策についてお尋ねをいただきました。その中で第1点目、本庁・支所の節電対策はどうなっておるかということでございます。

節電対策については、九州電力から節電要請に來られ、そのことについては十分理解をいたしております。庁舎の節電対策につきましては、東日本大震災以前から取り組んでおりました。例えば、休憩時間は照明を落とす、それから、冷暖房設定温度の適正化、運転時間の短縮などに努めてまいったところでございます。

また、交付金事業を活用し、庁舎の太陽光発電を設置し、発電を行っておるところでもございます。今後更に節電に努めてまいりたいと思っております。

本庁・支所の節電対策については、それぞれの取り組みについて担当課長から答弁いたさせます。

それから、同じく農業振興、節電対策の2点目でございますが、農業分野での節電、そして、同時に農業振興というような観点からお尋ねをいただいております。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方、太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらし、その後発生した福島第一原発発電所の事故や燃油不足問題、電力不足問題など、被災地地域のみならず、関東地方の生活・経済にも大きく影響を与えておるところでございます。

震災後の電力不足による節電を受けて、人々の節電意識が高まってきたのではないかと考えております。特に照明のLED化については、現在、住宅の照明、それから自動車及び防犯灯などに広がっており、最近ではコンビニストアの店内の照明などに使用されている状況でもございます。

さて、ただ今御質問いただいておりますいちご栽培において、照明施設のLED照明化による節電、電力不足対策ということでございますが、現在、本町においては27戸のいちご農家が照明設

備を備えており、そのうち半数以上が蛍光灯を利用しておる状況でございます。LED照明については、農家が使用している実態について、現在のところ把握はいたしておりません。

更に、熊本県玉名振興局農業普及所等に問い合わせいたしたところでございますが、玉名市・横島などのいちご栽培をされておる方々においても、今日は使用されていない状況でもございます。

そのようなことで、今後の対応でございますが、本町においては、今後、農業生産活動における省エネ化・低コスト化を図っていかねばならないわけでございます。よって、この件に関しては、熊本県、そして玉名農業協同組合やその関係機関との情報交換を図り、農業者の農業振興に連動する前向きな検討を今後重ねてまいりたいと考えております。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 小山議員の節電対策について、まず本庁のほうから、私のほうで本庁の分につきましてはお答えをしたいと思います。

節電対策につきましては、幹部会等で周知をいたしておりまして、徹底するようしているところでございます。

まず照明につきましては、休憩時間等の消灯あたりはもちろんやっているところでございます。また、蛍光灯の間引きもできる範囲で行っているところでございます。

それから、冷暖房につきましては、設定温度を適正にするとともに、全体の空調につきましては、運転時間を含めて総務課のほうでコントロールしながら空調を入れているところでございます。

昨年、1階の南側にゴーヤを植えまして、緑のカーテンを一面ずっと張ったわけでございますけれども、冷房効果もあるんじゃないかなということ、今年も行いたいというふうには考えております。

また、パソコン等についても、会議とかそれから出張で席を空けるときには電源を切るようにして、なるべくパソコン等の電気も使わないようにということで行っているところでございます。

それから、太陽光発電につきましては、昨年3月15日から稼働をしておりまして、1月までで電気料に換算しますと21万7,000円程度はなるのかなというふうに思っております。

それから、本庁舎の電力使用料は、前年度と比較をしまして、月平均で12.5%の削減ができております。金額にしますと85万5,000円ぐらいはなるかなというふうに考えております。

今回の庁舎照明のLED化等も考えられますけれども、蛍光灯の数も本庁舎全体で500本超えるんじゃないかなと思いますし、まだ機材等が高額でありますので、全体的に見積もり等をとってみますと、1,000万ぐらいするというふうなことでございます。

今後、LED蛍光灯も少しずつ値段が下がってきている状況でございますので、今後、そのへんの値段あたりが下がるのを見計らって、導入等の検討も行いたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総合支所長 徳永 壽君

○総合支所長（徳永 壽君） それでは、7番議員の小山議員の節電対策はどうなっているかという質問に対して、総合支所における状況についてお答えいたします。

庁舎における電力使用の主なものは、空調、エアコンと照明、それに電算機器等の使用かと思えます。

まず空調につきましては、平成22年度に、窓口を除く事務室を26年ぶりに、それから、福祉課と住民課など窓口を23年ぶりに、それぞれ改修を行いました。新しい空調設備は、事務室内を7分割して、必要な箇所のみを利用できるような集中制御システムになっていますので、使用するエリアごとに空調温度を調節して利用しております。

次に照明につきましては、事務室内の蛍光灯を必要最小限に間引きして利用しています。つまり、通常利用している事務室の蛍光灯の約2割はスイッチを入れてもつかないように蛍光管を取り外して利用しているところです。また、事務室内に人がいないときは、こまめに消すようにして節電に努めています。

窓口にあるテレビにつきましても、以前は住民の方へのサービスの一環として、勤務時間中つけておりましたが、今は昼休みのニュースの時間ぐらいにつけるようにしております。また、パソコンについても、長く席を空けるときは電源を切るようにしているところです。

以上のようなことで、4月から1月までの電力使用料及び電気使用料金を平成22年度と比較しますと、総電気使用料は1万9,674キロワットアワーの減で、率にしましてマイナス27.6%、総電気使用料金は41万3,947円の減で、率にしましてマイナス22.6%となっています。

今後も節電に対する認識を深めて、節電に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、本庁と支所の節電対策について答弁がございましたが、関連いたしまして、病院と特老の節電対策はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） では、病院の節電対策について御説明申し上げます。

病院でございますので、人命を預かる医療機関としまして、病院も大前提としまして患者さんの快適な療養環境を犠牲にしないようにしております。方針といたしまして、1、職員の意識向上、2番目といたしまして、できることからコツコツと。3番目が、無駄なエネルギーの消費チェック。この3点を方針としております。

次に、取り組みでございますけれども、まず1点目が、不要な照明を消灯。2点目といたしまして、スイッチ周辺の消灯の表示、3番目に廊下などの部分点灯、それから、最後になりますけれども、冷暖房等の温度の見直し等でございます。

このような方針、それから取り組みも、対策としては非常に重要なことでありますけれども、それよりも大事なことは、電気料金の仕組みを知ることが重要であります。電気料金とは、基本

料金と使用電力量の料金の合計が電気料金となります。これを基本料金を下げることがとても重要なことでもあります。詳しいことは省略いたしますけれども、この基本料金は、30分ごとの平均使用料を、この夏の場合、毎日九州電力が計測をしております。

そういうことで、病院では基本料金を下げる機器、エコネットシステムを平成22年3月に設置し、4月から運用しております。このシステムは、最大需要電力の設定数値に使用量が近づきますと、チャイムと音声で使用量を控えるように知らせてくれます。そういうときに、各セクションに使用量を控えるように連絡をしております。

設置前の年間の電気料が1,360万、設置後は約1,250万ということで、年間110万円の減となっております。システムの詳細な内容につきましては、時間等の都合により省略をさせていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 菊水荘でございますけれども、一応したところは、老人施設でございますので、入所の方が快適な生活が送れるようにということで、特に冬場については、朝6時から、それから夜は10時までを暖房をしておるところでございます。

それから、後は、これは当たり前のことなんですけれども、不要な所は電気を消すようにということで、私も1日何べんか建物の中を回っておるところでございます。

それから、電気料でございますけれども、電気料は昨年平成22年と23年を比較しますと、約30万円の使用料が減っておるところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今答弁がありましたように、本庁を中心に各部署ごとに、施設内の照明やエアコン等の抑制などによりまして、非常にきめ細かな節電対策がとられているということがよく分かりました。同時に、その節電効果につきましても、今、数値をあげて答弁がございましたけれども、非常に成果が上がっているということが、それぞれ部署部署の答弁で理解できました。

今後ともこのきめ細かな節電によりまして、電力抑制をやっていただいて、節約、要するに行政の節約を模範として、これからも是非ひとつ継続していただきたいと思います。総務課長の話では、既に昨年からも取り組みを始めているということでございましたので、いち早くこれに着手していただいて、節電対策に取り組んでいただいているということが理解できました。

つまり、このことは職員の意識改革にも大きくこれは連動していくと私は確信しております。要するに、そういった意味で節電効果の意味というのは非常に大きいと思います。よって、今後とも年間を通して節電に努めていただき、計画的な節電を是非進めていってほしいと思いますが、町長、一言お願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 節電に関しては、それぞれ本庁・支所、出先課、今申し上げたとおりでございますし、更にそれに増して節電することに関して努力をさせてまいりたいと思っております。

それから、なるだけ今残業においても、つけっぱなし、そこらへん若干見られますので、やはり残業においては、自分の個室、個別のスタンド、そうしたことを使用するなり、そうした工夫も必要かなど。そうすることによって、昼間の作業、仕事の能率アップにもなる。残った場合において、やはりそこ、自分だけのスタンドでせないかんというようなことも、何か一部ちょっとある記事で見たこともありますので、そうしたことを即導入するということがなくて、総合的に節電に関しては、ひとつしっかりと取り組まさせていただきたいと考えております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ありがとうございます。それでは、次にまいります。

先ほど、町長から2番目のことにつきまして、いちご農家が現在取り組んでいる電照栽培をLEDに交換する提案に対しまして答弁がございました。

町長のほうからもちょっと話がありましたが、現在、本町のいちご農家は、全部で34戸あるそうでございますが、栽培面積は4万9,816平米となっております。そして、年間の出荷量は217トンで、出荷金額は2億380万1,000円となっております。和水町の農業生産高の中では、米、それからみかん、なしに続いて、4番目にランクをされるほど生産高は伸びております。品種も佐賀ほのか、ひのしずく、紅ほっぺの3種類が栽培されておりますけれども、現在、電照栽培農家は、先ほど町長27戸とおっしゃいましたが、私のほうでは26戸と受け止めておりますけれども、栽培面積も4万151平米となっております。全体の80.59%が電照栽培農家となっております。

そこで、現在、使用されております白熱電球の場合は、110ボルトの35ワットが主となっているようでございますが、電球とその前の距離は1メートル50センチということで、一つの電球から2メートル40センチの範囲内を照射する仕組みになっているようでございます。

そこで、現在使用されております白熱電球をLEDに交換することによりまして、いちごの成育にどのような影響があるのか。このことにつきましては、先ほども管内・県内の様子を町長のほうから報告がありましたが、まだどこもやってないと。全国でも実施をされた例がないということは事実でございます。

そのことは、大手のLEDメーカーからも既に聞いておりますが、もしもこのLEDが白熱電球と同様な成育作用が実施をされたならば、節電や電力不足対策になるのは確実だろうと思えます。なぜならば、LEDの場合の電気料は、現在使っております白熱電球の6分の1で上がると。電気料はですね。6分の1で上がるということです。もちろん、備付けの電気器具の中で、現在使用されております電線とかソケットはそのまま使用できるそうですから、白熱電球をLEDに交換すればそれでOKということになります。

実は先日、いちご部会の部長と青年部長から話を聞きましたが、いちご部会の中には、今年から新たに電照栽培に取り組みたいと、そういう農家があるそうです。この際、LED導入により

いちご栽培を実験的にやってみようという話が出ておりますので、よければ町としましても、農業振興の観点から、開発研究名目で支援できるところは支援してもらいたいと思いますが、その点どのように考えておるのか伺いたいと思います。

なお、参考までに言っておきますが、既に大手の電機メーカーでは、全国でも実証事例がないこのLEDによる開発研究をもし和水町がやるとするならば、支援したいと、そういう動きがあるということを申し添えておきます。このことについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） 少しばかりLEDに関する研究のどこをちょっと述べさせていただきます。

（「簡単に結構です、簡単に」と呼ぶ者あり）

はい。国内ではLEDを使用したいちご農家は、今研究されておまして、青色LEDの使用で灰色カビやうどんこ病などの病気予防と、緑色LEDを使って病害虫の防除効果や果実の成育や食味が向上したという結果もあるようです。

また、結局寿命とか絡めたところの白熱球とLEDのことですけれども、おっしゃられるとおり、LEDは白熱球の大体3分の1程度だそうです。いろいろな文献で違うと思います。議員さん今、6分の1とおっしゃられたけどですね、そういったいろいろ幅があるようですけれども。

しかしながら、蛍光灯が一番やっぱり電気料金は安いという実態もあるようです。今後研究が進めばまた変わっていくかと思えます。

今のところ、総合的に考えると、寿命電気料を含めて、そこで考えると、蛍光灯が一番安価であるというふうに関及しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、担当課長のほうからLEDにつきまして説明がありましたが、とにかくこのLEDに交換することによって、非常にこれはメリットは大きいと思います。

それで、今回、東日本大震災で始まりましたこの電力不足というのは、東北電力管内だけでなく、九州電力においても同様な状況にあるということは、もう御案内のとおりでございます。

ただし、現在停止しております原発の再稼働問題がどうなるかによりましても、大きく左右されてくると思いますけれども、現実問題として、これから夏場にかけても節電要請は続くのではないと想定されますけれども、このような状況の中で、多くの電力を消費している農業分野におきましても、できることから節電対策を呼び掛け、それがプラスに転じていくのであれば、農業行政として支援してこれは当然ではなかろうかと考えます。

しかも、日本初のこういったLEDを活用したいちご電照栽培ということで、もし取り組むなら、相当効果も、情報発信の効果も大きいと思うわけですが、LED導入によります開発研究によります支援につきまして、再度明快な答弁をお願いします。是非御支援お願いしたいということでございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 節電対策から農業に対する御意見をいただいております。御指摘のことに、取り組むことによっていかなる成果があるのか、今後しっかり検証せなければいけないわけでございます。単なる節電対策において農業支援というような観点で受け止めるのか、やはり、その節電を通じて農業振興に拡大するというようなことになっていくのか。やはり節電節電ということになりますと、それを使つての農業だけじゃなくて、節電からしたらいろんなものに波及をしておりますので、そうしたことも含め、新たな今回の3.11問題からの課題として、新たな課題としてしっかり、議員さんが申されておることに関しては受け止めて今後研究させていきたいと思つています。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 是非ひとつ前向きな検討をお願いをしておきます。

次へいきます。2番目の質問でございます。和水町グラウンド土盛り事件につきましてでございます。

第1点目でございますが、今、町が進めております菊水地区小中併設型建設計画に反対する町民グループが、建設予定地の町総合グラウンドの出入口に土砂を盛り、造成工事を阻止し、建設反対を求めた事件の真相とその経緯について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 2点目の、和水町グラウンド土盛り事件についてお答えをいたします。

和水町、このことに関しては、先日、1日、2日にかけてテレビ・新聞にて報道され、御承知のとおりでございます。往来妨害の疑いをもって書類送検なされたところでございます。このことを残念に思っており、なぜそのようなことに至ったのか、考えるべきことがあれば今後考えながら、その思いを持ち続けながら、今日進めております学校統廃合、これに関しては揺るぐことなく、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

お尋ねの真相と経緯については、教育長から答えます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 小山議員の御質問についてお答えしたいと思います。

菊水区域小中併設型建設に係る事業の推進につきましては、議会の承認を受け、和水町グラウンド周辺の抜本・伐採、埋立て造成に取り掛かり、順調に工事が進んでいるところでもございます。

また、熊本アートポリスによる設計業者の選考、プロポーザルも、第一次審査を終え、二次審査に向かう段階までできているところでございます。そんな中での御質問の出来事が発生いたしまして、大変残念に思っているところでございます。

この経緯につきましては、担当課長のほうにお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 御質問のことにつきまして、既に新聞・テレビで報道されているとおりでございますが、本年1月18日の熊日や読売新聞に掲載されておりましたように、町民グラウンドを守る会代表の旧菊水町長の前淵治、町体育協会長が、町民の健康を守るためのグラウンド、これをつぶさずに別に造成ほしいと要望してきたが、聞いてもらえないということに反発をされて、1月13日に支援者の方3人とともに、町民グラウンドの出入口を土砂として、新聞でも40トンの土砂で封鎖され、建設中止を求めて実力行使をされたものでございます。

当初より、菊水区域の小中学校のグラウンドと町総合グラウンド共用として説明をしておりました。小中学校の授業で使用する時間を優先しますと、どうしてもその時間につきましては、町民の方々が使用できませんので、町民の皆様大変不便をおかけするという事で、時間帯で使用するといいますか、中学校の部活動の時間帯で使用するとか、町民の方々が総合的に活用できる第二グラウンドを新たに設置するという事にしております。

使用する時間割を工夫するによってこれまで以上の活用ができるのではないかと考えたところでございます。中学校の部活動というのは、4時半から7時までということでございますので、その時間を約2時間ほど工夫すれば、その以外の時間帯につきましては、町民の方も十分できるということで、考えるところでございます。

それと、今現在工事も進めておりますけれども、これまでの総合グラウンドの一部を校舎建設する考えでございますけれども、それにつきましては、校舎建設あたり、南向きの校舎が必要であるということと、地山部分を利用した校舎の配置をする関係で、現在の町民グラウンドの北側の一部をどうしても使用せざるを得ないということで・・・

（「課長、簡単で結構です」と呼ぶ者あり）

こういふことで400メートルトラックの向きを南北だったのを東西に向けて、400メートルトラックを設置したいというふうな考えを説明をしたということでございます。

それともう一つ、新たに設置する第二グラウンドにつきましては、ちょっと盛土が高いものですから、自然沈下等が想定されますので、グラウンドとしての完全整備というのはある程度時間がかかるということで、そういうことで不便をおかけするという事で、このような考えをお伝えしたとおりでございますけど、御理解いただけなかったということでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、事件の真相とその経緯について答弁がございましたが、もう少し具体的な事件の内容について伺いたいと思いますが、まず土盛りで塞がれたその道路の復元はどれだけやったのか。それからまた、その場所に積まれた土砂の量は40トンということでございますが、ダンプで何台搬送されたのか。それが1点。

それから、現場に立てられた看板は何本あったのか。また、その看板にはどのようなことが書いてあったのか、原文のまま説明願います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） その進入の入り口は、約7メートルということでございます。40トンというのを単純に考えれば、1立米を、1メートル、1メートルを1トンと考えれば、土砂の場合はちょっと重いですが、単純に考えれば、大体6立米ですから大型車に6トン積みめば $8 \times 6 = 48$ ですから、8台ぐらいじゃないかなというふうに、逆算すればなるかというふうに思います。

それと、看板でございますけども、警告板というものが一つと、お詫びとお願いというのが一つ。それと、両側に車両進入禁止が二つですか、左右にあったと。計四つだというふうに思います。

それと、警告板の原文ですか、お詫びとお願いというのが張ってございました。これは原文のままということでございますので、原文のまま読ませていただきたいと思います。

お詫びとお願い。日ごろより当施設（番城グラウンド）を御利用いただいている小学校・中学校・高校の児童・生徒、町民の皆様並びに町外からの御利用の皆様には、しばらくの間御迷惑をおかけいたしますが、上の駐車場に自転車・バイク・車を停めて、徒歩によりグラウンドへ降り、御利用賜りますよう御理解・御協力をお願い申し上げますとともに、御不便をおかけいたしますことに対し、衷心よりお詫び申し上げます。我々は町民の交流の場、健康増進並びに維持の場としての生涯スポーツ施設（番城グラウンド）旧菊水町民の熱望であった町民グラウンド、先人たちが心血を注いだ町民グラウンドを守るため、町関係者と度重なる話合いの場を求め奔走いたしました。聞けてもらえず、このような行動をとるに至りました。町民グラウンドを御利用いただく皆様には御不便をおかけいたし、誠に申し訳ありませんが、御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。和水町体育協会・町民グラウンドを守る会というふうにご使いました。

そして、警告板のほうは、町関係者（グラウンド整備員を除く及び工事関係者）の立入りを禁止いたします。町民グラウンドを守る会というふうな以上でございました。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、看板に書かれました内容について説明がございましたが、その中に「町関係者と度重なる話合いの場を求めて奔走したが、聞き届けてもらえなかった」と書いてありましたね。これは事実なのかどうか明快にお答えください。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

（「端的に言ってください、端的に」）と呼ぶ者あり

○学校教育課長（坂本誠司君） 23年の3月と7月に教育長と私、学校課職員で体育協会の理事会に出席させていただきました。しかしながら、説明に耳を傾けていただけず、御理解いただけず今日に至ったというふうな状況でございます。

それぞれの会議の議事録等につきましては、体育協会事務局で作成してありますので、ここでの発言は誤解を招くこともございますので控えたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回、学校校舎建築予定地であります町総合グラウンドの出入口に、一部の町民によって土を盛り、実力行使に出た行為に対しまして、多くの町民から非難の声が上がっております。

先日の新聞報道によりますと、玉名警察署は3月1日に、今回の事件にかかわった4名を往来妨害の罪で熊本地検に書類送検したと報道されました。今回の事件に対して、町長、どのように受け止めておられるのか、先ほどちょっと触れられましたけれども、もう一度お尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、教育長並びに課長からるる回答を申し上げておるところで、そしてまた、議員さん方には新聞・テレビで報道されておりますし、十分御承知であろうかと思いますが、そういうふうな実力行使、そうしたことにに関してやらざるを得なかったのはなぜなのか。やはり、町執行部としては、しっかりと話し合う窓口は十分開いております。閉ざしておりません。私もいつなりとそういう団体なり出前講座、いろいろと具体的に説明する機会もあるわけがございますので、非常にそういうことになったことに関しては残念であります。それに至ったことに関しては、どういうことだったのか今一度私なりに考えさせていただき、そういう気持ちを持ち続けながら、やはり、26年、27年の開校に向けては、そういう方々も「ああ、あれだけのこと、実力行使をして、結果的にはいい結果をもたらした」という理解をいただくような努力をしてみたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 次いきます。2点目の土盛りされた現場には、和水町体育協会の名前の入った警告板や説明板が立てられておりましたが、玉名警察署は、その説明板を往来妨害へのおそれがあるとして、この証拠保全のため押収したとの報道がっております。社会教育、関係団体を統括する教育委員会事務局として、通告書にはスポーツ振興法と書いていましたが、この法律は平成23年の6月23日に改正されまして、スポーツ基本法ということに改正されておりますので、ここではスポーツ基本法と呼ばさせていただきます。このスポーツ基本法や町体育協会の規約並びに補助規定等に抵触することにはならないか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 小山議員の2番目の質問にお答えいたします。

1月13日に発生しました土砂盛りについては、土砂盛り部分に、先ほど学校教育課長からありましたように、和水町体育協会、それから町民グラウンドを守る会の名前でお詫びとお願いの看

板、それから、その横に町民グラウンドを守る会の名前で警告、それから道路枠に車両進入禁止の看板が設置されていたということです。

また、スポーツ振興法については、議員が今言われましたように、昨年、50年ぶりに全部改正されまして、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められ、スポーツ基本法として制定されたところでございます。

その中で、地方公共団体はスポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができるとなっております。

町体育協会規約においては、町体育協会の会計として、経費は補助金・寄付金、その他の収入をもって充てるということでなっております。これについては、和水町補助等交付規則の規定により、町から補助金が交付されておまして、体育協会の収入の中では、この補助金が大部分のウェイトを占めているところでございます。

この補助金については、スポーツ基本法、それから町補助金交付規則の規定に基づきまして補助しておまして、町内におけるスポーツを振興し、町民の心身の健全な発達と豊かな生活の形成に寄与することを目的とした町体育協会への補助金交付については、現在のところ適当であると考えておるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、法的な解釈とその見解について答弁がありました。財政担当の総務課長、今回の事件に関連しまして、公金・補助金を交付する上で、町の補助金交付要綱や規則には何も抵触しませんか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 先ほど、社会教育課長がお答えをしたかと思いますが、この件につきましては、担当課長とも私のほうで十分協議をしまして、今回の案件について、抵触するということはないというふうに判断をしているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） もう一点確認いたします。今回、現場に立てられた看板や、トラックで運び込まれましたその土砂の費用、これはまさか体育協会から支出されたのではないでしょうね、確認いたします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 今回の土砂盛り、看板設置等については、体育協会からの予算からの支出は一切あっておりません。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 次の質問いたしますが、今回の事件発生に至るまでの過程の中で、町体育協会の事務局を預かる担当課として、町体育協会長自らが今回のような実力行使に出るという話を、事前に知っていたのかどうかということが1点。

それから、町体育協会という組織は、あくまでも一つの独立した任意の団体であるという認識から当然をもって仕事に専念してこられたと思いますが、町の体育協会の事務局職員は、体育協会の事務局に出向させられているのではありません。あくまでも教育委員会の社会体育系の職員として配属されているわけです。

それで、仕事の内容がどうも、本務と兼務が混同してしまっているような感じを受けますが、基本的な職員の置かれているその立場、これは明確にしておかなければならないと思いますが、指揮命令系統が少しずれているんじゃないかと私はと思いますが、このことについて教育長の答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今の小山議員の御指摘についてお答えいたします。

先般、要望等について、教育委員会では十分話し合い、検討をしてきたわけですが、社会教育委員の方々と一度ゆっくり話し合う必要があるということで、その会をもちました。そのもち方の中で、いろんな御指摘をいただいたところでございます。

例えば、体育協会という名前が使用されて、じゃあそれは全部決議されたのかというような検討もある中で、決議というのはどんな人が参加したほうがいいのか。それから、今まさしく指摘されたように、事務局は社会教育課の職員の一人であるから、そういう動きがあるということは、教育長はもう事前に知ったのかというような御指摘もありまして、そのあたりの十分なる連携というのが、若干これまで、今回だけじゃなくてこれまで十分図れていない、そういう面も指摘、また話し合いがなされた中で、私自身もそのへんを非常に反省をいたしまして、やはり、教育委員の委員会の事務局の一人として、そしてまた、体育協会の事務局の担当を兼務している。しかし、あくまでも町の職員という自覚をもって、今後はそのあたりを真摯に受け止めながら、ことの処理に当たっていきたいということを共に確認し合ったところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） もう時間がありませんので、深くはもう追及いたしません、今後二度とこのような事件が起こらないように、社会教育関係団体を総括をする所管課として、十分な指導の徹底をお願いしておきたいと思います。

次にまいります。質問事項の最後の3点目でございますが、和水町立病院、和水町特別養護老人ホームの現状について伺います。

和水町立病院並びに和水町特別養護老人ホームは、地域住民の医療・介護の拠点施設として大きな役割を果たしておりますが、個人情報保護や人権の尊重など、職員の服務規程は遵守され

ているのかどうか、質の確保についてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 小山議員の3点目の質問にお答えをいたします。

議員さんには日ごろから、病院そして特老、経営安定のために大変御心配いただいております、心から感謝を申し上げます。

町立病院では、昭和23年3月に開設し、今年で創設64年目を迎えることとなります。開設以来、地域住民の医療機関として標榜7診療科、それから病床数98床を有し、患者さん本位の良質で安全な医療を提供し、地域社会に貢献することを理念といたしておるところでございます。

さて、町立病院の個人情報の保護等についての御質問でございますが、個人情報の保護に関する法律、平成15年5月に国会で成立、平成17年4月1日から全面施行されております。個人情報保護法は全事業分野に適用される法律のため、各事業分野ごと、取り組みについては所管省庁の責任においてガイドラインが定められております。

医療分野に関しては、厚生労働省が所管し、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため、ガイドラインが定められ、これに基づいた対応がとられておるところでございます。

当院におきましては、国・県・日本医師会などの医療関係から指導を受け、必要な対応をとっておるわけでございます。具体的な取り組みについては、個人情報の利用目的に関する医院揭示や、それから、患者さんの個人情報保護に関する院内の附則の制定及び正職員・臨時職員など全職員を対象とした研修会を実施なされております。具体的には事務長から答えさせます。

なおまた、菊水荘におきましては、昭和47年6月1日から事業を開始し、今年ちょうど60年を迎えるわけでございます。笑顔、そしてやさしさ、思いやりを基本理念として、利用者、その家族への信頼関係を最優先と、安心・安全な施設として地域社会に貢献をいたしておるところでございますが、更なる接遇改善をしっかりと図っていく必要があると今日考えております。

さて、菊水荘の個人情報の保護、人権尊重等について質問でございますが、個人情報の保護に関する法律は、先ほど申し上げたとおりでございます。関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインが定められておりますし、菊水荘におきましても、県及び全国特老施設協会等の関係機関等の指導のもとに、必要な対策を図っておるところでございます。これも施設長に具体的なことに関してはお答えさせます。

○議長（多賀勝丸君） 残り時間が少なくなりましたので、手短かに質問・答弁をお願いいたします。

町立病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） では、具体的な対応につきましてお答えいたします。

町立病院では、厚生労働省の医療、それから介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに準拠した個人情報保護規定の策定と、院内研修会による職員への個人情報保護の徹底を行っております。

御質問の内容でございます個人情報保護並びに人権の尊重につきまして、2003年度の院内研修は、昨年の7月に全職員対象で行いました。講師は熊本大学大学院生命科学研究部の森田教授にお願いをいたしました。

研修の内容でございますが、職場や地域における個人情報管理の方法、それから、現状を振り返り、問題の発見と解決を促すことで、各自の課題解決能力を生かす実践的な研修、講座でございました。研修時間は約90分でありました。

それから、患者さんへの対応といたしましては、十分な説明と同意に沿って診療を行うことを基本としております。また、患者さんが安心して受けられるよう、分かりやすい説明も心がけております。特に入院患者さんに対しましては、病室の入り口に入れるネームプレートも、名前を出すか、患者さん又は家族と確認をしております。たまにイニシャルで書き入れることもあります。

それから、当院には福祉大学から学生が臨地実習に来まして、入院患者さんのお世話をすることもありますが、そういうときは必ず入院患者さんの家族の同意を得るようにしております。このほか、電話の取次ぎはどうされるか、また、患者さんに対していろいろな対応をしておりますが、病院で重要なことは、患者さんの人権を尊重することが何よりも大切だと考えております。その証としまして、患者さんの権利を定め、権利の中でも個人情報の保護に特に配慮をしております。

それから、サービス規程は遵守をされているのかという御質問でございますが、職員のサービスにつきましては、地方公務員法第30条にサービスの根本基準が定められております。公務員が法令等に従うことは、法治主義の原則から導かれる当然の義務であります。これらのサービス規律を保持する一方で、当院では各部におき、毎月テーマを決めまして院内研修を実施しております。

このような研修が、個人情報の保護又はサービス規程の質の確保の観点からも非常に重要であると思います。また、このことにつきましては、日ごろから職員に対しまして注意を喚起し、その徹底を図っておりますので、当院では個人情報等に関するトラブルはないと思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 菊水荘の具体的な対応策でございますけれども、取り組みでございますが、これは老人福祉法第17条第1項の規定によりまして、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が定められておりまして、第28条でも、秘密保持等でもうたっておりますことから、それに準じて菊水荘独自の運営規定を策定しているところでございます。

個人情報の項でございますが、これは一応、運営規程の中で40条でうたっておりますけれども、この個人情報に関する基本方針ということで、施設内に5カ所に掲示をいたしておるところでございます。特に臨時職員の採用時には、個人情報について守秘義務があるということ、それからまた、退職しても同様であるということを知っているところでございます。

それから、職員のサービス規程でございますけれども、これも運営規程の中で第37条にうたってあ

りますけれども、サービスに当たっては、協力して施設の秩序を維持し、入所者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇すること。常に健康に留意し、平等な態度を心がけること。お互い協力し合い、能力の向上に努力するよう心がけることといたしておるところでございます。これは毎日朝礼におきまして訓示をいたしておるところでございます。

それから、職員の質の確保でございますけれども、これは運営規程の第39条でもしております、施設は職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとしておりまして、毎月これ午後7時からでございますが、約2時間ほど職員研修を実施しているところでございます。これは対象は正職員・臨時職員、一応全職員を対象にしておるところでございます。

それから、その中でも昨年の7月には言葉づかいやあいさつの仕方等の接遇の研修も実施しておるところでございます。それから、来る3月の15日には、また再度接遇研修を計画しております。昨年の11月には個人情報に関する研修も実施しております。合わせまして、サービス規程についても合わせて研修をしているところでございます。それから・・・

(「事務長、大体分かりました」と呼ぶ者あり)

以上のことでございまして、個人情報の保護、それから職員のサービス規程、職員の質の確保については、遵守されておるものと思っております。以上でございます。

○議長(多賀勝丸君)

7番 小山 暁君

○7番(小山 暁君) 時間がなくなってまいりましたが、ただ今、町長それから事務長、そして、施設長から個人情報の保護、人権尊重に対する取り組みにつきまして詳しく答弁がございました。両施設ともに、平素から全職員を対象とした研修会をはじめ、職員のサービス規律を保持するための院内研修などが、毎月テーマを決めて実施されていることがよく理解できました。

今回あえてこの問題を取り上げましたのは、町民の中から「知られなくてもよい情報が漏れているんじゃないか」という話がありました。たとえどんな小さなことであれ、個人情報の保護に関する内容や人権尊重に係ることであるならば放置できないと思い質問したわけです。

それぞれの施設の事務長、施設長からの答弁もありましたように、徹底したサービス規程の遵守によって個人情報等のトラブルはないという答弁だったと思ひまして安心をいたしました。

時間がありませんが、実は、これは昨年、民間の有料老人ホームであったことですが、老人ホームの入所者が軽い脳こうそくを起こされました。家族が心配されて、リハビリを備えた施設にしばらく移したいと申し出たところ、そこの経営者はですね、えらいけんまくで「今すぐ出ていけ」と言われたそうです。しかし、すぐ出ていけと言われても、まだ先の施設が決まっていないので、入所先が決まっていないので家族は困惑されまして、私に相談がありました。そこで、当時の古家健康福祉課長と荒木課長に大変お世話になりましたけれども、とにかくお願いいたしまして、経営者を説得してもらいましたけれども、らちがあきませんでした。とうとう町立病院に一時仮入院という形で対応していただきましたが、そういうこともあったと。

たとえ有料の老人ホームであれ、福祉を何と思つて経営しているのか疑いたくなります。本当に信じられんようなことが起こっております。

ここであえて言いたいことは、どんなにきれいな立派な施設であっても、経営の内容が、質が問われているということを強く申し上げておきたいと思えます。

それから、もう時間がございません。最後に、今後の病院経営並びに特老の計画について伺いますが、まず、病院経営につきましては、平成19年の12月議会で質問しましたが、現在の公営企業法の一部適用を今後全部適用を視野に入れた抜本的な取り組みはされないのか。その機に改革を実施する時期に来ているということで私は質問いたしました。そのことについて、現在の町長の心境をお聞かせください。

それから、特老の建設検討委員会の立ち上げのこともこの前話があっておりましたが、どのようになっているのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君） 持ち時間がなくなりましたが、答弁だけを許します。簡潔にお願いいたします。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回は、病院・特老に限って個人情報をお指摘いただきました。病院・特老問わず、本庁・支所、すべてに関してこういう個人情報、これに関しては心がけなきゃいけない、そういうふうにしたところがございます。また、そうしてまいります。

それから、病院・特老に関して、今後のことに関しては、やはりいろんな年を経っておりますし、今日の病院の医師の地域偏在、そうした中で、非常に経営厳しい状況に追い詰められつつもでございます。特老においてももう40年、そうした中、今後、どのような取り組みをしていくべきなのか、これはもう早急に、学校を今集中的に取り組んでおりますが、それも方向はほぼ整いつつありますので、次期、そうした病院の運営・経営、特老も合わせてしっかりと整えていくために、また議員さん方の御指摘・御指導をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 以上で小山議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古閑議員の発言を許します。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 皆さん、改めましてこんにちは。4番議員の古閑でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただ今から、平成24年3月定例会における一般質問を行います。通告に従いまして、今回は三つの項目、4点について質問をいたします。60分という限られた時間でございますので、早速質問に入らせていただきます。

まずはじめに、現在、我が国においては、T P P 交渉参加のための事前協議が進められている中、高いレベルでの経済連携と農林漁業再生や食料自給率向上との両立が政府の基本方針であるというようなことで、全国各地におきまして説明会がなされています。

しかしながら、関税撤廃後の農家への対応や具体策が示されないなど、現段階による政府の説明力のなさに農家の不安は募るばかりでございます。

そのような中におきまして、特に我が町のような中山間地地域におきましては、そのこと以前に、高齢化の加速や後継者不足によりまして、農地の管理・維持そのものに問題が生じているのが現実でもございます。

その解消のための一つの方策として、まずは農業基盤の整備が急務であることは言うまでもありません。

そこで、昨年から施行がなされております中山間地総合整備事業の進捗状況と今後の計画について伺いますとともに、申請中の未整備地区の採択状況について、どのようになっているのか伺います。

次からの質問は質問席において行います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 古閑議員の質問に対してお答えをいたします。

まず1点目、農業基盤の整備についてお尋ねいただきました。中山間地総合整備事業につきましては、昨年の6月定例会においてしかと申し上げたところでございますが、非常に予算が厳しい中進められております。様々な形で事業の推進を図ってきたところでございますが、今日、国・県への要望と、議員各位に御協力をいただいております、大変有り難く思っております。

おかげをもちまして、平成24年度には、少しだけでございますが、明るい見通しが見えておるところでもございます。なお、進捗状況、そして、今後どのように計画をもっておられるのか、担当課長から詳細にわたり説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 古閑議員の質問にお答えいたします。

まず、和水町西部地区の進捗状況につきましてお答えいたします。工事施工地区の大平・矢部谷校区ですが、施工面積が3.3ヘクタール、道路工793メートル、用水路工1,463.6メートル、排水路工548.9メートルとなっております。

また、大田黒校区は、施工面積5.6ヘクタール、道路工841メートル、用水路工1,277.8メートル、排水路工1,170メートルを施工している状況です。

両地区とも工期の前半は天候に恵まれまして、工事の進捗も早かったわけですが、先月の雨等にたたられまして、最後の仕上げがもう一息というところでございます。年度内の竣工はできるものと考えております。

その次に、換地作業でございますが、換地作業は鶴田・和仁淵校区、竹本校区及び永浦校区は換地原案作成、それから、換地計画発表も終わり、事業予算の措置を待っているところでございます。

平成24年度の工事施工箇所につきましては、事業費の配分及び施工箇所の面積等を勘案しながら、事業主体の熊本県農地整備課と調整しているところでございます。

続きまして、未採択の和水東部地区でございますが、現在、新規採択に向けて準備中でございます。しかし、県のほうからも、平成24年度予算計上の指示を受けておりますので、採択されると確信しております。

この事業の事業採択通知は、通常8月ごろに行われますので、これに向けて事業同意等の準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） ただ今説明がございましたけれども、1点、継続費について、今の時点で言えるところによろございますので。ただ、国のほうで第4次の補正というようなことで、2億円ですか、そういう金額も伺っております。言えるところまでよろございますので、その点についてひとつお願いします。

それから、ただ今説明がありましたように、和水西部地区、私たち大田黒地区におきましても、おかげさまをもちまして順調に工事が進んでおりまして、日に日に目に見えて工事が進んでいることに、地域の方々も大変喜んでおられるところでございます。

それから、事業の継続費、非常に去年の11月ごろまでには非常に厳しいと、新規採択についても厳しいというようなことでございましたけれども、今、再質問で申し上げましたように、国のほうでは第4次補正というようなことで付いたというようなことで、一安心をしているところでございます。

そこで、今回の事業に関しまして、次にこの事業の中の、要するに償還金について、その返還期限等について、当初の計画とはちょっと考え方が違ってくるとも伺っておりますけれども、その点どのようになっているのか伺います。

それから、新規採択については、先ほど説明もありました。今後も事務局であります南関町との協議を密にさせていただきまして、町としても今後とも強く要望していただきたいと思っております。以上、そのことについて伺います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 先ほど申しましたとおり、平成24年度の計画ですけど、今年度施工されました残りの地区、これを事業費と見合わせて県と協議しながら、どこの地区、どこまでするかという、それから、工事の状況によりまして、水路、用水路系統、そういうのも勘案して、一応県と調整いたしまして、その施工する箇所は決定したいということで今考えております。

それから、もう一つの質問の受益者負担金の償還方法の件ですけど、一応、この事業の負担区

分は、国55%、県30%、町が10%、残りが受益者の5%ということになっております。この事業費の5%につきましては、一応、土地改良区のほうで借り入れて一括返還して、その後、各個人受益者に対して賦課金という形で徴収することになっております。これについては、一応、償還期限を10年ということで今考えております。

利率につきましては、2月時点で1.45%ということで今聞いております。据置期間が1年ということで、工事終了後1年後に償還が始まるということで、今までやってきております。今年度、大田黒校区の場合が、今年の3月に借入れいたしまして、25年2月に利子をまず支払うと。その後、元本の償還を開始するというように考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 分かりました。次にですね、その工事の内容についてちょっとだけ伺いをいたします。

これまでに整備がなされた地区、特に傾斜地区が多いと思うんですけども、整備後に非常に排水が悪くて、今、個人個人でそれぞれ工事を行っておられます。そのこともございまして、今回の工事の中で、そういったことに対する対応といいますか、そういったことはどのようなふうになっておるのか、それが1点ですね。

それから、事業対象地区の、要するに取付道路といいますか、県道・国道等の農地への取付道路が、何か私たちのところでも出ておりますけれども、警察との協議・申請が必要だというようなことを伺っております。今年の作付けにはそんなに影響はないと思うんですけども、その点についてどうなっているのか、2点伺います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） まず、工事の排水不良箇所とか、そういうことが出てくる場合があると思います。それにつきまして、基本的に今、工事の打合せ、これは県、それから町の職員、これは二人必ず行っております。それから、地元のほうの換地関係の工事関係を司る代表の方を一人入れて、工程会議をやっております。

その中で、打合せしながらやってきているわけですけど、工事、その当初予定してない湧水場所が出てきたりとか、その点については、また完了整備工という工事もありますもんですから、そういうことで対処したいと思っております。

それから、水関係が特に、1年この梅雨を越さないと分からない状況もありますもんですから、県のほうとしてもそれを見たいという要望もありますもんですから、それを見て対応することもできるのではないかと考えております。

それから、県道・町道あたりのその耕作道路の取付けの件でございますけど、この件につきましては、一応県道の場合は、当然、県との県道を管轄しております土木部との協議が必要でございますので、そこを協議するわけですけど、今回ちょっと農地整備課のほうがそのへんがちょっと遅れてまして、具体的な打合せができてないということで遅れているということで、今後そう

いう工事の中で、また取付道路の検討は行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、分かりました。

事業が進む中におきまして、最初に事業課長が申されたように、非常に最近天気が悪くて、工期が延長するんじゃないかなという心配もございますけれども、今後とも地域の委員さんも含めて、先ほど申されました工程会議の中でしっかりと協議をしていただいて、できるだけ、やはり地元のことは地元の方が一番御存じでございますので、協議をしていただいて、要望がございましたらその要望にこたえていただくようお願いをしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、次に2番目の項目であります住民の交通手段についてというようなことで伺います。

1点目、高齢者の方々、特に一人暮らしの方、又は御高齢というようなことで、車の免許証を返納された方で、いわゆる交通弱者の方々にとりまして、地方における日常の生活に不可欠な交通手段についての悩みは深刻な問題であると考えます。

そこで、そのことについての現状把握はどうなっているのか。また、どのように考えておられるのか、また、その対応についての考えを伺います。

2点目、学校統合による児童・生徒の通学手段として、当然ながらスクールバス、マイクロバスの導入を考えておられると思いますが、その運用と有効利活用につきまして、方向性も含めたところでの考えについて伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 古閑議員の2点目の、住民の交通手段について、二つの観点から質問いただいております。

まず第1点目でございますが、高齢者の交通弱者に対する対策ということで御質問をいただいております。運転免許を持たない方、そして、自家用車を持たない方、高齢者をはじめ、学生それから障がい者、低所得者など、いわゆる交通弱者にとって、移動を行うための交通手段としては、基本となるのが公共交通機関である路線バスでございます。

現在、和水町を通る産交バス路線バスは8路線ございまして、病院や買物などに行く場合など、高齢者にとって欠かせない交通手段となっておるわけでございます。しかしながら、車などの普及により、和水町でも自家用車を利用される方が多くなり、バス利用者は年々減少しておる状況でございます。このため、路線バスを維持するため、産交バスの路線バス運行の補助金は、年々増加傾向にあります。今年度は補助金として2,980万3,000円を支出し、県からの補助が、利用率、そこらへんがかかわってまいりますので、275万1,000円となっております。

よって、県の補助を引いた分、町が一般財源として2,705万2,000円を負担するというような状況でございます。このことに関しても、今、検討を進めておりますので、担当、総務課長からお答えをさせたいと思います。

それから、2点目は学校統廃合によるスクールバス導入によるその活用ということからお尋ね

をいただいております。菊水地区では、四つの小学校を1校に、三加和地区においては、三つの小学校と一つの分校を1校に、それぞれ統合しますので、当然のことながら、スクールバスの導入が必要と考えております。中学校は、これまでのように徒歩又は自転車による通学が可能と考えております。

御質問のように、スクールバスは児童の登校・下校時、学校活動以外の時間は必要ないわけでございます。そのため、スクールバスの運行体制を町営で行うか委託で行うか、更に議論を深め、有効な活用を考えていく必要があるかと考えております。

現在、開校準備委員会で交通安全部会、スクールバスについて検討が進められておりますので、今日の状況など、担当、教育課長より説明をいたさせたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） バスのことにつきましてお答えしたいと思います。

路線バスの運行につきましては、和水町バス運行検討委員会で、以前から高齢者の買物、それから通院、又は学生の通学ということで、路線バスの運行について協議を行ってきているところでございます。

本年度の検討状況につきましては、昨年9月に第1回目のその検討委員会を開催しまして、路線バスに関するアンケートをとろうということで、アンケート内容について協議をし、その後、12月から1月にかけてアンケート調査を実施しております。

そのアンケートの結果がそろいましたところで、先週2月28日に第2回目の検討委員会を開催しまして、アンケート結果の確認、それから、今後の課題等について協議をしたところでございます。回答率につきましては、45.9%、1,646世帯に回答いただきました。

その中で主な点だけ申し上げたいと思いますけれども、1年間のうちで利用している世帯が525世帯と。それから、その525世帯の中で、利用回数は年に数回というところもありますし、毎日する方もおられた状況でございます。利用目的につきましては、通院・買物、それから通勤・通学が主なものでございました。そのほか、自由意見等も記載をしていただきましたけれども、その中で、現在は利用をしていないけれども、今後、高齢になって運転ができなくなったら是非とも利用したいと。それから、運行回数が少なく利用がしづらいと。また、三加和地区から玉名市方面への路線運行をしてほしいと。それから、バス停まで遠いというようなこともございました。路線バスとは別に町内巡回バスを運行してほしいとか、乗り降り自由なコミュニティバスや乗合タクシーの導入をやってほしいと。などなど、多くの意見をいただいたところでございます。

アンケートの結果につきましては、今後、4月の広報なごみのほうで2ページにわたりまして掲載をしていきたいというふうに思っております。

今後、各路線ごとに時間ごとの乗車人数とか詳細な利用状況を把握をしまして、町内の移動手段、また、町外への移動手段などの状況を分析をしまして、基本方針、また計画等を策定し、よりよい交通体系の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

道路運送法など法の規制があることも含めまして、どのような交通手段が和水町の交通弱者に適した交通手段なのか、十分検討しまして、現在の路線バスの路線の変更とか運行回数の変更など、産交バスへ要望をしていきたいというふうにも考えております。

また、次の質問にありますように、スクールバスの有効活用と合わせて、新たな交通手段も形成していかなければならないかなというふうに今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） スクールバスの有効活用ということで御質問でございますけれども、先ほど、町長が述べられましたように、統合小学校のスクールバス運行体制の検討につきましては、現在、交通専門部会ということで行っております。

現在、児童ごとの家を出る時間、登校班の集合場所、時間、距離、学校までの時間とか距離等について集計作業中でございます。これらの数値を基にいたしまして、新しい統合の小学校の登下校の時間とか、社会見学授業の時間とか、いろいろの場合での時間を想定して、通学バス、またスクールバスの運行あたりを考え、台数等割り出しまして、直営や委託等の経費的な部分とか、効果的な運用体制等につきまして、交通安全専門部会で検討し、開校準備委員会で審議し、町議会の御理解をいただくように考えています。

なお、学校に関する時間以外のバスの利用でございますけれども、いわゆるコミュニティバスとの共用でございますけれども、長所として、地域住民の交通利便性の向上、車両の効果的な利用による運行経費の抑制、地域社会の活性化というふうに上げられております。部分的に対処もあるようでございますので、そのため県内外の先進地の事例を検証し、運送業者等の意見を踏まえながら、どこまで共用できるか、どのような方式がよいのかを見いだして取り組みたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） ただ今、町長、それから総務課長、それから学校教育課長、それぞれから御答弁をいただきました。バスのことに関しましては、先ほど詳しく総務課長のほうからございました。先月の2月28日に路線バス運行検討委員会が開催されたわけでございますけれども、その際に昨年12月28日から本年1月15日までに行われました。その中で、和水町を通る路線バスアンケート調査の結果が先ほど報告がありましたけれども、そのときに報告がされたわけでございます。区長さん方をお願いをして全世帯に配布がなされております。回収率は45.9%となっております。

アンケートの中で「最近1年間であなたの世帯でバスを利用した人はいますか」というような問いに、回答された方の32%が利用しているとの結果でございました。これを基に総世帯に換算しますと、一概には言えませんが、総世帯の14.6%が利用していることとなるわけでございます。

路線バスの利用につきましては、町広報紙等を通しまして啓発、利用促進が図られていることもあってか、平成22年度と単純に比較してみた場合、1,820人の利用増となっているわけでございます。

しかしながら、町長も先ほど言われましたように、バス会社の運営については、不採算路線や県の交付金の減額等もありまして、年々厳しくなっております。そのような中で町の負担も、平成23年度、約2,700万円というようなことで、毎年増加しているのが現状でございます。

今後の課題としては、今回のアンケートをいかに分析をして、どのように生かしていくのが非常に重要ではないかと考えるわけでございます。アンケートの自由意見の中の、新たな交通手段に関する事というようなことで、例えば、先ほども総務課長申されましたけれども、乗合タクシー、コミュニティバス、福祉バス等の創設はどうか。また、それを望んでいるなどの意見が非常に多かったわけでございます。

その運営方法にしましても、法人若しくは民間による方法も考えられるのではないかとといった意見もございました。高齢者の方々に対してだけでなく、住民の方々にある程度の負担をお願いしてでも、町の税金を投入するにしても、最終的には皆さんに納得をしていただく方法を、方策をとるべきではないかと考えます。

平成26年、27年には、学校統合がなされるわけでございますので、この機会に将来の交通手段の確保・維持について、町独自の総合的なマスタープラン作成に着手すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 住民の交通手段、本当に年々その深刻度は増しておるわけでございます。今、和水町問わず人口が減少をしておる。その割には世帯数は少なくならない。ということは、やはり家族社会が核家族化になり、そして、その核家族が一方が亡くなり独居老人、そうした家庭が多くなっておるわけでございます。よって、やはり免許も返上しておる。よって、通院、買物、そうしたことにしましては、そういう公の交通手段しかない。よって、やはりこのことに関しては、和水町としては喫緊の大きな課題だというふうには認識いたしております。

よって、アンケート調査を踏まえながら、今後、学校統廃合、そうしたスクールバス等をいかにうまく活用するのか、そこらへんも含め、ひとつしっかりと、住みよい、そういう和水町の環境をつくり上げていきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） ありがとうございます。それでは、先ほど学校教育課長のほうからマイクロバスのことについてお答えがございました。今度の統合によって、マイクロバスは大体何台ぐらい購入される予定なのか。また、購入の際のそういう通学用ですとか福祉用で利用する場合の補助金関係はどうなっているのか。その2点について伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） バスの購入台数というのはまだはっきりしておりませんが、単純に考えれば、校区が三加和区域でありますと3校区、今まで三つありましたので、単純に考えれば3台かなと。菊水区域におきましては、校区は四つですけれども、中央校区のほうは中心部に向かっておりますので、それを引きますと3台、計6台ということで、台数についてはあまり、有効な台数が必要だということで、台数のほうにはあまりありませんけれども。

それと、補助金のことをおっしゃいましたけども、結局スクールバスの購入に当たっては、文科省の補助金がございます。ただ、そのスクールバスの補助金を使ってバスを買った場合というのは、児童・生徒の対象でございますので、一般の方が乗る場合には無料だというふうなところということで、先進地のほうはそういった取り組みをやってあります。

ですから、その補助金を使って導入するのか、町費を使って導入するのか、どちらの方法が効率的なのかというのは、これから検証して一番よい方法を見つけるべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、分かりました。先ほど、マスタープランを作成してはどうかというような私の質問に、町長もその思いを述べていただきました。やはり、そういったことも先日の会議の中でも相当出ておりました。やっぱり総合的に見てそういう時期が来てるんじゃないかというような意見もございました。

そこで、そういう検討をされるチームといいますか、そういったことをやっぱり始めなくちゃまずはいけないと思うんですね。そういう作成に当たっての考えと、それから、私たちも結局、マイクロバスの運営については、常任委員会の中でも研修を重ねておまして、その中で、ほとんどが民間に委託というような形でやっておられるわけでございますね。その中で、現在やっておられて、いろんな問題点も出てきているわけです。そういうものをやっぱり参考にしながら、素早く運用の素案といいますか、そういうものだけは立ち上げるべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今日、アンケート調査もとったわけでございますので、早々、そして、学校スクールバス導入は、スクールバスにおいてはいろんな縛りもありますし、そしてまた、民間の事業所もあり、そこらへんとの関係もありますので、やはり簡単にはそういうコミュニティバスに関しての取り組みというの、いろんな角度から検討しなきゃいけないわけでございますので、これはあちこちいろんな事例がありますので、そうした事例を参考に収集しながら、早めに御指摘のように、そうしたことに関する取り組みの姿勢、体制を整えてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 分かりました。先ほども申しましたけれども、とにかく平成26年、27年には学校も開校するわけでございます。本当に2年といっても、私はあつという間だと思っんですよね。やっぱり取り組むのには、本当に足りるのかなというぐらいの気持ちを持っているものですからですね。とにかく早急にそういう体制を整えていただきたいと、そのことを申し上げてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、次に3番目の項目としまして、指定管理についてということで質問をいたします。

株式会社肥後元気村の指定管理については、1月25日、先月の24日に全協におきまして説明をいただいておりますけれども、今回、指定管理者とする執行部の提案につきまして、改めてその経緯と今後における施設の運営形態について、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 古閑議員の3点目、指定管理についてのお尋ねにお答えをいたします。

この件については、全協においてる御説明申し上げており、概略、議員さん教えてもう知っておられると思います。指定管理者公募から指定管理者候補に関する選定審査会において、その経緯でございますが、今回再度、肥後元気村を管理、指定管理者とするに至った経緯は、本年4月1日以降、営業をどうするのかと考えた場合、施設を町が直営で営業するのか、株式会社肥後元気村を指定管理者とするかという、その二つの方法を選択いたしましたところでございます。

昨年12月から職員とともに三加和温泉施設に関する指定管理者の検討会を重ねてまいりました。検討会の中で、町直営では経営のノウハウもなく、体制を整える期間もありません。その折に、三加和温泉郷組合から交流センター外2施設の経営改善計画が示されたところでございます。

町でその内容についてまた検討いたしました。本年2月に肥後元気村の役員選任を行い、三加和温泉郷組合から2名の役員も加わり、新たな経営改善、計画が示された内容を検討し、三加和温泉施設の経営に期待をもてるものと判断をいたし、和水町公の公的な施設の指定管理者の手続に関する条例第6条第1項第1号を適用し、24年度1年間を株式会社肥後元気村にお願いするというので、今回御提案を申し上げておるところでございます。どうぞよろしく御審議、御承認いただくようお願いを申し上げます。

今後、24年度前半の経営状況を見て、引き続き、株式会社肥後元気村の指定管理をするわけでございますが、その経営状況をしっかり見定めながら、今後どうするのか、また、その時点で判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） ただ今、町長のほうから答弁がございました。要は、結局今年の4月からの運営をもうしなくちゃいけないので、そういう指定管理に至ったというようなことだと思っんですけれども、この元気村につきましては、私も今まで質問をしながら、そしてまた議論をしながら、これまでやってきたわけでございます。そのことを勘案して、私も反対したこともござ

いました。そういったことで今まで議論をしてきたわけですが、結局はこれまで多額な投資をすることに至ったことにつきましては、これはそもそも平成18年からの指定管理について、実際、そのときの議論が足りなかったなど私自身も反省をしております。指定管理をするときのメリット、そのことだけを安易に考えてやったことが、逆に元気村という会社をだめにしてしまったのではないかと私は思っております。まずそのことを申し上げ、これまでの対応について伺いたいと思います。

今回、公募による指定管理を行われたわけですが、昨年の12月8日の説明では、今町長からも説明がありましたけれども、6社が説明会に出席されて、3社が参加表明というようなことで、11月の16日に肥後銀行、それから、中小企業経営診断士の方も加わっていただいて審査をされたということですね。

その結果、2社が辞退をされ、結局は肥後元気村のみの審査となったということでございます。しかしながら、そのとき、あばかん家については500万の補填をすれば、何とか大丈夫だろうと。しかしながら、元気村そのものの経営については、もう非常に厳しいものがあるので、新しい手法も今後考えていくとのごとくございました。これまで執行部においては、指定管理者について四つの選択肢、つまり、元気村にするのか、公募するのか、直営にするのか、それとも施設を売却するのが執行部のほうより全協において示されました。その結果、公募と決定されたわけですね。

しかしながら、それがだめだったと。元気村も厳しい、そういうことになりますと、町長、選択肢は、結果私は、おのずと出てたんじゃないかなと思うわけですよ。私は、町長が1月の全協のときに「来月になったら皆さんに申し上げられることがある」とおっしゃっておいりましたので、私はもういよいよ町長が大きな決断をされて、そのための準備をしておられるんだなと思っておりました。

しかしながら、言い方はあまりよくありませんけれども、今までのやり方と同じで、役員を入れ替え、600万円の委託管理を支払うというような形で今回提案をされております。どうして町長、1回整理をしてですよ、出直す方法をとられなかったのか。これまでもそういう機会というのは何回もあったと思うんですよ。

私はやっぱり前向きに考えてやっていただきたい。もうそのことだけなんです。今回の公募の中に、三加和福祉会というところが、要するに公募されたわけです。しかしながら、やっぱり会社の定款にそぐわないというようなことで辞退をされておられるわけですね。もう温泉自体、町の観光拠点であるわけですから、雇用の場であり、農産物の販売による農家の収入につながる場として考えるならば、守るのは私は温泉施設であると思うんですよ。私は会社を守るんじゃないで、やっぱり温泉施設を守るんだというような運営の形態というものを、やっぱりこだわっていいんじゃないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 元気村の運営に関しては、いろんな考え方があろうかと思っております。今日

までとってきたことに関しては、もう議員、古閑議員はじめ、議員の皆さん方がすべて知り得ておられるわけでございます。よって、その元気村のみならず、その一帯、ふれあいの森一帯、それから、今後、学校統廃合も控えております。そういうことで、総合的に地域を、昼間、人口の交流がなされ、そして、その地域のにぎわいをもたらす、そうしたことにしましてはどのような運営がいいのか、そういう思いの中で今日までまいったところでございます。

よって、今回御提案申し上げております役員体制を変えて、そして、肥後元気村においてこの1年指定をし、そして、更に次期公募をするときに手を挙げていただけるような、前回の500万と100万、この600万をもって、そして、30万以上に関しては、町、公的な施設であるために、町が管理しますよというような条件でも、やはり非常に相当年月も経っておりますので、非常に厳しい状況の中で辞退されたと。手を挙げる人がいなかったということでございますので、そこらへんもこれまでのことの経過も踏まえながら、今後、どうすればいいのか最善の策をこの1年でしっかり整えてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 今、町長から答弁がございました。私の申し上げたいことは、やっぱり今言われたように、本当に町の核なんですよね。だから、今おっしゃったように、指定管理に私はこだわる必要はないと思うんですよ。指定管理ができるような会社になりたいと言っても、それができなかつたらできないじゃないですか。それ以前のことを私は申し上げたいんですよ。そのことをしっかり頭に入れて考えていただきたいと思います。

それから、これは私、ちょっと町長、確認なんですけれども、昨年の元気村の2,000万円の貸付について、短期貸付をされたですね。これは結局、6,300の増資のときにもうそれは返納されてると思うんですけれども、その際、私は町長に確認をしました。今後このようなことはまたあるんですかと。でも町長は、「いや、これはもうこれが最後なんだ」ということをおっしゃいました。そのことに間違いはございませんね。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 2,000万なにがしは、以前、銀行から借りとった分のことですかね。個人からじゃなくて。

（「町から提案されて融資したでしょう」と呼ぶ者あり）

してません。ありません。

（「あ、肥後銀行の」と呼ぶ者あり）

はい。町からはしておりません。

（「そういう対応をされると言われたもんで」と呼ぶ者あり）

いやいやいや。ああ、以前ですね、このことだと思います。経営が厳しくて資金が回らないということで、肥後元気村で肥後銀行から2,000万弱だったと思いますが、借りておられます。よって、それには利息が年額4、50万かかりますので、それに関してはやはり、100%出資のあり

ますので、町がひとつそれを出して、そして、やはり資金関係の資金繰りはしなしに、営業活動をなさいと。そして、その50万前後の利息、それはまた運用資金として活用できるんじゃないかというようなことで、議員の皆さん方にその貸付をお願いした過去はありませしたけれども、それは整ってはおりません。また、そういうことは今後、するという気持ちはもっておりません。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、分かりました。

今回、1年間という期限つきで指定管理をされたわけでございます。町長におかれても、いろんな考えが、先ほど申されました「結果を見て判断する」と。私に言わせれば、結果を見る前に次の準備をしていただきたい。そのことを本当にお願いをいたします。

それから、もう新役員の方々も今、非常に一生懸命やっておられます。それは私も知っております。何とかいい方向に向かってほしいと思っておりますけれども、先ほどから申し上げましたとおり、非常にこれまでの経過を見ていますと、もう非常に厳しいんじゃないかと思っているのは、これは私ばかりじゃないと思うんですよね。ひとつ、ただ手当てをしていくだけじゃなくて、前向きな考えで、大きな手術をするというようなことも、必要ではないかと考えるわけでございます。

今後、学校建設はじめ、特老、それから斎場、病院など、町の施設の建設なり改築なり、本当に大変なことだと思えますけれども、どうかやっぱり決断するときは決断をしていただいて、提案をしていただきたい。私もそのときは前向きな形で町長とも議論をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。最後に一言、伺います。どうぞ。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 元気村、3施設に関して、大変御心配、また、ある意味では御配慮・御指導いただいております。やはり、緑彩館においてはその地域の高齢、本当に農家は高齢化しております。よって、その大きな重いものの作物はできないわけでございますので、やはり小物をおつくりいただいて、それを緑彩館を通じて販売に、そして、収益につないでいただき、そして、あれ一帯のひとつの雇用の場としても確保しなけりゃいけないし、そしてまた、その温泉、交流センターはじめ、取り巻く個人で営業されている家族風呂、いろいろこれからもまた広がろうとしておりますそういう環境、これをひとつ相乗効果が出ますように、しっかりと取り組んでいければと思っております。どうぞ、また議員さん方のこの一体に関する御支援・御協力をお願いをいたしたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） ありがとうございます。

先ほどからもうくどくなりますけれども、本当に、前もって自分レベルでの、次に移る場合のやっぱり準備だけはしておいていただいて、それはもう雇用の方もお客さんにも迷惑をかけます

し、ただ、1年経ったからそれから考えるんじゃ、また1年かかるんですよ。だから、その前にはそういった準備を、くどいですが、そういうことをしていただくようお願いまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） 以上で古閑議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。午後は1時30分より会議を開きます。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時30分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笹淵議員の発言を許します。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 日本共産党の笹淵です。今日は、大きく分けて二つの点について質問をいたします。

最初に、介護保険についてであります。介護保険制度は、2000年4月から実施され、12年が経過しております。国は当初、家族介護を解決する、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するとうたっておりました。しかし、親の介護のために仕事を辞めたり、高齢者の配偶者が高齢者を介護する「老老介護」などが多く、介護保険導入後の10年で、介護心中は400件以上起きており、深刻な事態はますます広がっております。

介護を必要とされるすべての人が安心して介護が受けられ、生活に影響を与えない保険料と利用料にすることが大事であります。昨年6月に介護保険法が改正され、内容も変わってきております。そこで二つ質問をいたします。

一つ目に、今年度は4期目の介護保険事業であります。この3年間の事業経過状況について伺います。二つ目に、24年度からの介護保険方針と介護保険料はどうなるのか。また、介護サービスはどう変化するのか伺います。あとは質問席で質問いたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 笹淵議員の質問にお答えをいたします。

まず、介護保険について2点お尋ねをいただいております。まず、介護保険についてですが、我が国では急速に進んだ少子高齢化のもと、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、平成12年から介護保険制度が始まり、制度施行から12年を経過する中で、一層の高齢化により介護を必要とする高齢者も増加し、合わせて核家族化という社会環境の変化に見舞われております。この中で、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担増、地域で支え合い機能の低下などが見られ、高齢者を取り巻く生活環境は楽観できるものではないわけでございます。

今年度は第4期の最終年度となり、本議会において第5回の保険料について御提案を申し上げ

ております。御審議お願いするところでございます。

介護保険料はサービス費の1割をそれぞれ自己負担いただいて、残り9割が保険給付されております。この保険給付の財源は、50%が国・県及び町の公費負担となっており、残りの50%を65歳以上の1号保険者と40歳から64歳の第2保険者で負担することとなっております。このことは十分御承知のとおりでございます。

第5期では、第1号保険者の負担割合が第4期の20%から21%と増えております。逆に、第2号被保険者の負担割合が、第4期30%から29%に減っておる状況でございます。第1号保険者の負担割合が1%増えたことにより、第5期の保険料に約270円アップする影響となったところでございます。

第5期の介護保険料につきましては、杉本議員を会長としてお願いしております和水町介護保険運営協議会で検討をお願いしたところございまして、去る2月29日に介護保険料の標準月額について、現在の4,960円から440円アップの5,400円とすることについて御承認を賜ったところでございます。

介護保険料につきましては、2月2日の熊日新聞に、熊本市が第4期4,200円を第5期については1,080円アップ、5,280円とする記事が掲載されておりました。熊本県の平均が5,000円を超える状況となっており、本当に全般的に非常に今後の大きな課題となっておるのも事実でございます。

御質問の第4期の介護保険料の状況、それから、平成24年度からの介護保険料の方針、そうしたことに関しての詳細については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 笹渕議員さんの介護保険についての質問の第1番目の、4期目介護保険事業の状況についてお答えしたいと思います。

第1号被保険者については、年度末の人数で、平成21年度が4,104人、平成22年度が4,058人と46人の減となっております。また、平成24年3月1日現在では4,019名と、平成21年度からとしますと85名の減となり、年々減少しておるところでございます。

また、徴収方法では、3月1日現在で、特別徴収の方が3,777名、普通徴収の方が242名となっております。また、現在、6団体で設定しております所得段階ですけど、第3段階の方が、平成21年度末が794人から、平成23年度末で860人と66人増えており、逆に第4段階の方は1,747名から1,608名と139名減少し、また、第6段階の方も175人から150名と25名減少している状況でございます。これは、高齢者の一人暮らし、若しくは高齢者のみの世帯の増加や景気の低迷の影響で世帯の収入が減り、課税世帯が増加したことが背景にあると考えております。

また、以下、各年の10月分のデータで申しますと、要介護認定者数では、平成21年が813名、平成22年が851名、平成23年が861名と、年々認定者のほうは増加している状況でございます。平成23年で見ますと、要支援1から要介護1の認定者の数が、全体の37.4%と軽度者が全体の約4割を占めております。

次に、要介護認定列についても、高齢者人口に対する後期高齢者の割合の増加に伴い、年々増加しており、平成20年では、県が18.5%で和水町が18.3%と、県が0.2%高かったものの、平成23年には、和水町は県の20.2%より高い21.4%となっております。また、介護保険サービスの受給者数でございますが、平成21年が686名、平成22年が694名、平成23年が696名と、年々、微増ではありますが増加しております。

平成23年のサービス別の受給者を申しますと、デイサービス等の居宅介護サービスは全体の65.5%の利用であり、施設介護サービスや地域密着型サービスと比較して高い利用割合となっております。

介護保険サービス給付費を、サービスごとの状況を各年度10月分で申しますと、居宅介護サービスは、平成21年が4,453万3,000円、平成22年が4,789万4,000円、平成23年が4,879万2,000円と増加傾向にございます。

地域密着型サービスは、平成21年が591万7,000円、平成22年が624万3,000円、平成23年が667万7,000円と、ここも増加しております。

施設介護サービスについては、平成21年が5,685万2,000円、平成22年が5,454万3,000円、平成23年が5,681万5,000円と、施設介護については横ばい状態でございます。

また、介護給付費の年度末の総額を申しますと、平成21年度が13億5,273万9,000円、平成22年度が13億9,610万6,000円、4,336万7,000円の増です。平成23年度が、14億5,648万7,000円、6,038万円増と見込んでおり、給付費のほうも年々増加しております。

次に、第1号被保険者の一人当たりの給付費では、平成21年度が32万9,000円、平成22年度が34万4,000円、平成23年度が36万2,000円となっております。また、要介護認定者の一人当たりの給付費では、平成21年度が161万8,000円、平成22年度が162万3,000円、平成23年度が169万1,000円となっております。

以上のとおり、第4期の和水町介護保険の状況としましては、第1号被保険者が減少はしたものの、後期高齢者の増加に伴い、認定者数は増加しており、その結果、全体的に給付費が増加している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） これまで23年度までは、認定者も増えて利用者も増えてるということで、給付費が増えてると。大まかに言えばそういうこと、まとめられましたけれども。そこで、幾つか今の答弁についてお聞きもしたいんですが、今回、町長のほうから答弁としてありましたが、介護保険料が24年度から年間6万4,800円、これ1年間に5,280円の値上げということで、今回、昨日も提案をされましたけれども、こういう値上げで町民の方の負担が増えるというふうになるかと思いますが、これは先ほどの説明からいくと、そういうふうになるということですが、私はやっぱり、町民の暮らしが大変なときに、値上げではなくて、例えば一般会計からの繰入。

それから、やはりさっき町長から答弁がありました。この給付費に対する国からの公費の割合、50%ですが、これやっぱり増やすような方向に行かないと、先ほど言われましたように、認

定者は増えて給付費も増えるわけですから、そうすると、どんどん保険料に跳ね返ってくるということになりますので、公費、国からの給付をやっぱり増やす方向に、是非、県とか国にも働きかけていただきたいというのがまず第1点ですね。

それから、今度の24年度から、介護職員処遇改善交付金というのが今回廃止ということで提案をされておりますが、その後、この処遇改善交付金というのは、これまで介護職の人たちの仕事あまり大変な割には賃金が安いということで、民主党政権になる前後から、この介護職員への処遇改善交付金という形になってきているわけですが、この処遇改善交付金が廃止されて、処遇改善加算という形で24年度からなるかと思いますが、そういった場合、これ、介護保険財政からの支出になりますので、当然、保険料のアップにつながるかと思いますが、そのへんはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 介護職の職員、今年度で終わるわけでございます。よって、国はそのことに関してどのように今後なっていくのか、まだ非常にはっきりしてない部分があります。よって、和水町今まで、それを支援しておったのを、国がしないならばもうやめようということじゃなくて、それは今後も引き続いてやるというようなことで、町のほうとしてはもう既に予算措置をさせていただいたと。よって、その国の施策に応じて、そこらへんはまた国からの支援があるなら、それに組み替えていくような形になるのかなと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 町長から今答弁されましたけど、補足的に私のほうから御説明申し上げます。

本議会に提出してます処遇改善臨時特別基金の廃止ということで提案をしておりますけど、介護保険のほうとしては、この処遇改善臨時特別基金というのは、介護保険料が上がるのを抑制するために、介護保険会計の中に入っている基金でございますが、第4期でそれが終わるということで、その基金が950万程度積み立てたんですけど、この3年間で全部取り崩すということで、その950万程度の基金に対して、4期分の保険料には64円程度減額、影響というか、下げるための影響となっております。直接、介護職員の手当関係とは違う基金でございますので。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちょっと質問の内容をもう一回繰り返しますと、これまでは介護職員のために処遇改善給付金ということで、国のほうから直接といいますか、その分を補助するという形できてたわけですね。ところが、それが今度は全体の介護保険会計の中で処理しなさいという形に言ってきてると思うんですよね。国会でもそれ、質問と答弁とかあってましたが、小宮山厚生労働大臣が一昨日答えていたのは、処遇改善給付金をなくしたら、その後はもう加算金という

のは独自のやつで介護保険会計の中でやるというふうになるから、それが逆に言えば保険料アップにつながるという答弁をやってたんですね。

ですから、町長は先ほどの答弁では、この処遇改善給付金の額を町が単独で出すというようなふうに聞こえたんですが、町として出すのか、それとも全体として介護保険会計の中でやるのか、どっちなんですか。

○議長（多賀勝丸君）

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） ただ今の件でございますけども、一応、処遇改善手当は、交付金ですか、これは3月で終わるわけでございますけれども、今度新しく改定される場合については、介護報酬の中に含むということで今説明がっております。ただ、説明が昨日と一昨日で2日間に分けて進められておるようでございますけれども、まだあくまでも暫定ということでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 介護報酬の中で、介護、ヘルパーさんとか福祉士さんたちに給料として払うというふうになりますと、当然、介護会計の中から払うと。だから、要するに先ほど町長が答弁されましたが、この介護給付費の総額というのは、50%は公費ですよ。国が25%、都道府県が12.5%、町が12.5%になるわけですね。公費の部分もあるけれども、それ以外の50%は保険料で、40歳以上の人が払ってる中で払うわけですね。だから、一昨日も国会で私、見てましたら、結局、給付費の中の部分というのは、介護保険全体から払うということで、その独自の市町村の介護保険会計の中から処遇改善給付金、以前3月までの部分を払っていくと。そういうような答弁があつてたんですね。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） これ私の見解ちょっと違ひまして、あくまでも介護報酬の中から処遇改善交付金というのは出ておるわけでございます。今、笹渕議員がおっしゃったように、国が何%、そういったことはちょっと私のほうも、知らんのはいかなんですけど、これはちょっと、うちのほうの給付側としては、切り離れたらちょっと考え方としてはよろしいんじゃないかと思ひます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この保険ですつとやってますと時間が足りなくなりますので。ただ、これは、要するに介護処遇改善交付金を今回なくして、処遇改善加算に変わるとということで、その財源はどうするかというふうになると、国からはでない。交付金そのものはもう出さないというふうになって、1,900億円去年まで出とった分が500億円に減らすと。だから、1,400億円は国からは減らすというふうに予算の中に出てるんですね。だから、当然そういうことで、保険加入

者の中から払わざるを得ないという形になるかというふうに思います。

もうこれでやっていると時間がありませんので、次いきますが、昨年6月に介護保険法の改正があつて、町が市町村が独自に介護予防、日常生活支援事業と、これをやれるようになったということになっておりますけれども、町としては、平成24年度はこの総合事業というのはどういうふうにされるのかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 日常生活支援事業としまして、具体的にというか、今、23年度あたりで介護予防教室、「お茶飲む筋トレ」と通称言ってますけど、現在、44カ所の地区で行っているものでございまして、それを充実していくということで考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） それは、この地域支援事業というのは、全体の事業費の中の介護給付費の3%以内というふうになってるかと思いますが、その中でできる範囲内ですかね。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 平成24年度から26年度の第5期につきましては、事業費の3%以内、約2,400万程度で組んでまして、1.54%、1.5%ぐらいの予算で組んでおります。以上です。

○12番（笹淵賢吾君） もう一点、そしたらその、1.5%だったらまだ枠がありますので、何か計画そのものはありますか。24年度でなくても、3年間ですから、5年、6年とかあるかと思うんですけど、何か議論されていることはありますか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 今のところ、計画はありません。介護保険料を算定する中で、地域支援事業もある程度介護保険料のほうに影響しますので、こちらもなるべく抑えて3年間をやっつけようかという形で、抑えている関係で、新しい事業というのはまだ考えておりませんが、今後、事業等が出てきたら、それに組み込むこともありますけど、最終的に標準月額5,400円を算定する中で、地域支援事業費も影響するということから、いっぱい抑えて今のところ予定しています。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） もう一点別なことをお聞きします。

町民の方から、改正介護保険法ということで変わってくるということで、訪問介護の問題ですね。訪問介護が生活援助、食事を作ったりとか掃除・洗濯とか買物とか、そういった生活援助ということで、時間が60分だったと思うんですね。ところが、これが45分に短縮するというので、そういう改定があるというふうに思いますが、やっぱりサービスを受けてる側とすれば、時間を

減らされると、その時間帯にやってもらうことが減少するということがあって、大変なことになるかと思うんで、しかも、事業所のほうも、その15分削られるということで、その間に全部やってしまわなきゃいけない、急いでやらなければならないという大変な状況にもなりますけれども、質を落とすというふうにもなるかというふうに思うんですが、そういったところはどのようなふう

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 4月からの介護報酬に伴う事業サービス関係の訪問看護の改正の案を聞いてますけど、これはちょっとここに書いてある文を読みますけど、「訪問看護では、身体介護の短時間区分20分未満が新設され、1回複数回の短時間訪問により、中・重度の在宅利用者の生活支援を強化し、また、生活援助の時間区分を60分から45分にし、限られた人材でヘルパーの有効活用を促進し、より多くの利用者に適切な援助ができるよう変更される模様」という形で国のほうから来てますけど、サービスとか質を落とすという国の考えでなくて、ヘルパーさんあたりの有効活用をするために、時間を短縮して改定するような文言で書いてありますので、そういうことで解釈をしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今のとおりだと思うんですが、やっぱり15分削られる、4分の1ですよ。これが事業所側からしても大変なことになるかと思うんですよ。その分賃金のカットじゃないですけど、サービス上のカットにつながりますし、それから、利用されている方も、本当に15分というのが大きな問題だと思うんですよね。だから、これをそのままやってしまえばスピード化されたような形でやるんでしょうけれども、これをどうにか町独自でやれないかなど。支援がですね、やれないかなどというふうに思うんですが、そのことで町長、どうでしょうかね。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 町独自でどうにかならないかということなんですけど、これは国の改定、その介護報酬の単価等の計算の方法でこういう形に決まりますので、別な方法でやったら、例えばその料金が、報酬がとれないということもあり得はしないかと思えます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 介護保険、法改正で改定されたわけですけども、逆に言えば、改悪というか、サービスする側も事業所も逆の方向になっているというふうに、今の答弁でも感じます。町ができないということであればそれでいいんですが。それでは、介護保険関係はこれで終わりたいと思います。

二つ目にいきたいと思います。教育問題について伺います。一つ目に、学校教育で食育についてはどのように進められているか。また、学校給食の食材に使用される町内農産物の割合はどの

ようになっているか伺います。二つ目に、小中学校の租税教室はどのように行われているか伺います。三つ目に、開校準備委員会の各部会では、参加された委員からはどんな意見が出ているのか、その声はどう反映されているのか、具体的に伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 2点目に、教育問題についてお尋ねをいただいております。

教育については、早寝・早起き・朝ごはん、これは文部科学省から出されている子育ての指導目標だと聞いております。これは私たちが子どものころは、家庭教育の中で親のしつけとして当たり前のごさございました。今の子どもたちが、いかに当たり前のことが当たり前にできないかということに驚いておるわけでございますが、私自身も、身の回りの子どもを見ておりますと、気づくことに、箸を正しく持つことができないとか、鉛筆・ハサミ、そうしたことも正しく持てない子どもが非常に多々、多いなと思っております。私自身の孫も、今日はもう矯正してできたんですけども、箸も穴が付いた、輪をもった、そうした箸で矯正をいたしたところがございます。

教育課程の解消に向けて、対策として近年教育に関する法の改正が行われておるわけですが、お尋ねの各項目については、教育委員会から答えさせます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 笹淵議員の食についての御質問にお答えしたいというふうに思います。

従来の食についての学習というものは、学校では健康教育や基本的な生活習慣の定着等を目指して、一部の教科や特別活動等を活用して指導がなされてきたところがございますけれども、最近の食生活の乱れや食文化の喪失等の現状を踏まえ、平成17年に食育基本法が制定され、食育の必要性が迫られ、その推進が義務づけられたところでもございます。

そういう状況の中で、学校教育におきましては、学校教育活動全般を通じた食に関する指導による望ましい食生活の形成、それを目的に取り組んできております。具体的には、教科等、また学校給食及び体験活動と関連させて、系統的な指導の充実を図り、日常生活における実践力を高めることが求められているところです。

そういう国のほうの立法に基づき、県では食育基本法の制定を受け、食育推進計画が策定され、教職の欠食がないように、また、給食での地場産物の活用向上を掲げております。一方、学校現場におきましては、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を立てまして、学年ごとの目標を立て、その活性を目指しているところです。指導者は、担任をはじめ学校栄養教諭等と連携しながら取り組んでいるところでもあります。

なお、学校給食の食材の活用につきましては、課長のほうでお答えをいたします。

引き続きまして、租税教育について、それでは、一つ目のことから進ませていただきます。失礼しました。じゃあ、租税教育のほうにもお答えさせていただきます。

学校教育における租税教育の現状は、小学校・中学校の発達段階において、納税の義務、租税

の意義、役割、又は国や地方自治体の財政等について学習しておりますけれども、教科書の関連としての取扱いは、中学校の社会科の公民の分野で取り扱われ、現在、中学校3年の公民の中の学習の社会科の中で学習しております。

しかし、租税教育の複雑化等にあいまって、税務の専門家、税務署の職員、税理士などを招いて租税教室を開いて、税の学習を進めているのが現状でございます。そのため、租税教室の実施については、小中学校から各地区の租税教育推進協議会、主に事務局は税務署になっておりますが、その協議会に租税教室の申込みをし、それを受けて協議会は、現場の先生が指導される場合は、その指導に使われるためのビデオや指導資料等を学校に提供されております。

一方、協議会から講師を派遣して行う租税教室も実施されております。この二つの方法が、現在、租税教室として行われている現状でございます。

このほか、教科での学習、租税教室を通じての学習を受け、協議会が毎年主催しております中学生の税についての作文を募集し、審査の上、優秀作品は表彰を行い、作文集を発刊し、各学校に配布し、啓発を行われているところでもございます。

和水の二つの中学校でも、毎年たくさんの作文応募に応じ、その中で、優秀賞を受け取る生徒が多く出ております。全国の活動でございますが、その賞の中に、最高賞である国税庁長官賞というのがございますが、この長官賞を昨年、そして今年度、この2年間連続して、これは本町の生徒が受賞するなど、また、今年度は上位10の賞の中に、5点が町内の中学が占めている、そういう状況でもございます。その生徒たちの作文と広報なごみや生涯学習大会等で発表してもらい、広く税についての啓発活動を行っているところです。

なお、学校建設に伴う各専門部会の報告等につきましては、課長のほうから報告を行います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） もち時間が限られておりますので、答弁のほうは簡潔にお願いいたします。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 1番の質問の、2番の1ですけれども、学校給食の食材について、使用されている町内の農産物の割合はどうなっているかという御質問でございますが、学校給食に使用しています農産物の種類、約50種類程度でございます。昨年の状況から判断いたしまして、町内の農産物というのは、菊水ロマン館、緑彩館、町内の八百屋さんというところからの納入に含まれております。その中で、ほぼ全量が町内産と申しますのは、菊水区域については8品目、約16%、三加和区域が9品目の17%でございます。これを玉名・山鹿、県内と範囲を拡大すれば、主要品目はほぼ全量熊本産ということでございます。パーセントに直しますと、約86。どうしても県外から完全に購入しなくちゃならないというのは、7品目ということで、それ計算をいたしますと、県内産、熊本県産は86というふうなところでございます。

次の、3番の開校準備委員会の各部会での委員からの意見はどういうことかというふうな御質問でございますが、まず、三加和区域でございますけれども、開校準備委員会がございまして、それは第4回まで開いております。昨日の上程にもありましたように、開校準備委員会は現在、学

校名ということで、2回の委員会を開き、学校名を最終的にこれをお願いしたいということで、昨日の提案になったところでございます。学校名と学校の位置ですけれども。

○議長（多賀勝丸君） 課長、なるべく簡単・簡潔に。

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。施設部会は第4回を済ませておまして、もう御存じのとおり、アートポリスということで、基本設計をどういったふうにするかということで進めておるところでございます。教育部会は第2回を進めているということで、学校が決めるもの、保護者で決めるものとか区分し、それを確認したところでございます。

菊水区域におきましても、開校準備委員会は同時に開いておりますので、同じく第4回を開き、学校名と位置を確認したところでございます。

施設部会におきましても、今現在、アートポリスで進めておりますので、その仕様書を確認し、第4回を開いているというふうな状況でございます。

教育部会も同じく、学校が決めるもの、保護者が決めるもの、そのへんとして第2回目を開いているということでございます。

交通安全部会が今後の予定でございますけれども、3月中にあと1回ずつ開きたいというふうなことでございます。

（「内容を聞いたわけです。もうよかです。簡単によかです、簡単に。あとでまた文書でお願いします。ちょっと時間がありませんから。」と呼ぶ者あり）

内容は、主に施設部会が主でございますけれども、三加和区域でいきますと、当初、トラックの大きさが小さいということで、300メートルのトラックが欲しいということで、そういったところの要望が出てると。

それと、職員室の位置がどうも見えにくい所ありますので、やはりグラウンド等が見える位置に移動できないかというふうなところ。それと、小学校のプールを、離れておりましたので、それを一緒にできないかというふうなことの提案があつているところでございます。

菊水区域については、まだ済んでおりませんので、そっちのほうでは進んでおりません。方針として、現場の先生方の御意見を伺いながら、安全・安心な環境の中で子どもたちが教育を受けられるように、また、地域のより所となるような学校を目指し、基本設定の検討協議に当たっているというふうな状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） ちょっと時間が迫っておりますので、簡潔に御答弁いただきたいんですが、私のほうもちょっとはしょって質問をいたします。

まず、食育、それから学校給食の問題ですが、町内の農産物について、授業の中でどういうふうに教えられているかと。先ほど、食育の平成7年ですか、法律できちとうたわれているということで、大分改善されてきているという話ですが、実は私、テレビのNHKのBSで、全国各地の地域の特色を生かした学校給食が行われている内容ですね、コンパクトにまとまったものが放送されてます。現在は、朝7時5分から。去年の夏ですね、7時45分からだったですかね、ず

っとあってたんですね。それを見てましたら、非常にこれは和水町にも生かせるなというのがたくさんあったんです。

少し紹介しますと、福岡県の久留米市、ここの小学校では、地域に善太郎大根というのが有名ならしいんですね。その善太郎大根給食ということで、栄養士さんが、先ほど、栄養教諭さんが地域の産物をその地域で食べると。地産地消の給食に取り組むために、子どもたちが大根を見る経験が少ないとして、農家の畑で初めて大根を掘って、収穫の大切さと感謝の気持ちが出てきて、善太郎大根の存在を体全体で受け止めた。知らなかったわけですね。栄養士さんがそういう方向に持っていった。地域に美味しい宝物があることを知った。給食の生きた教材を実感し、教えることができたと述べてますし、農家に直接行って大根料理を食べて、学校給食に基本は家庭の味と。そういう考えでこの栄養教諭さんが学校給食に取り入れているということなんですね。

ほかにも、徳島県の相生町ですね、ここでも農業支援センターから3年生が1年間にんじんについて学ぶ。そこがにんじんの産地ということもあって、吉野川によって栄養のある土地があると。おいしいにんじんができるということで、そういうところですね。それから、福島県の小浜市ですね、ここでもワカメがとれるということで、そのワカメを船の上から子どもたちが漁師さんと一緒にとって、学校に干して、サバもとれる産地ということで、その魚のさばき方も教えると。料理も教えてふるさとのよさを知ってもらおう。そういう実際のことをやってるわけですね。あるいは、宮崎県の日南市の小学校、魚うどんということで、有名ならしいですね。それから、島根県の吉賀町、ここでも30年間、町の方針として有機農業を推進してきたということで、6年生になると、授業で有機農業について学ぶ。子どもたちは畑で草取りをして、タマネギを収穫して簡単に引き抜けるということを経験する中で、土が軟らかいことを学んで、農薬や化学肥料を使わずに堆肥を使う、そういうためにミミズやモグラですね、小動物が生きているということで、自然は一緒に共存していると、共生しているということを経験しているというのがテレビで報道されました。やっぱりこういうことを和水町でもやるような方向が必要じゃないかなというふうに思います。その点でどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君） 残り時間が少なくなっております。質問・答弁とも手短にお願いいたします。

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、笹渕議員のほうからいろんな例を出していただきまして、参考にさせていただきたいと思いますが、本町でも、年間を通して郡の食材ということで、例えばタケノコ、それからなし、ぶどう、いちご、なす、こういったものをその時期に、必ず給食に、地場産のものとして出しております。それを一緒に食べていると。

また、子どもたちが育てたもの、例えば、菊水中はタマネギを作って、そのタマネギを今度は給食で食べる。また、ほかの施設にも差し上げる。それから、小学校ではサツマイモなんか作るわけですが、その自分たちが作ったサツマイモを給食に入れてもらう、そういったものも大いに取り組んでおります。

また、食文化ということで、年間を通して、例えばたなばたとか端午の節句とか、それから節

分とか、そういうのには、その関連のある、これまで従来の食文化、そういうものも給食に入れて、子どもたちに親しませておるといようなことをやっております。

また、県下でいろんな有名な食がありますが、それも取り入れて給食でとらえられていると。そういうことは栄養士の先生が情報を収集して、今申し上げられたようなことを、本町でもしっかり取り組んでいる、今後取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 取り組まれているのは、私も以前2回ほど議会でも質問しましたので、大まかには聞いてたんですが、私が言いたいのは、テレビの中で非常にいいというふうに思ったのは、子どもたちが畑とか現地に行って、農業をやっている人との交流ですよね。実際、そういう交流とともに、その地域ではこういうのがとれてるんだということも学ぶと。それが非常に、今までにあまりこっち、和水町ではなかった部分だと思うんですよね。だから、そのへんをちょっと検討としていただきたいなというのが一つあります。

それで、ちょっと時間がありませんので、次の項目の質問をしたいんですが、先ほど答弁がありまして、租税教室ですね、私もこの租税教室がどういうふうに行われているかということで、今、教育長から答弁がありましたが、この作文ですね、税についての作文、5名ほどいろんな賞をいただいて、あと2人が町長賞と教育長賞ということで文章が載ってます。文章は非常に良かったのでこういうふう表彰されたんだろうというふうに思うんですが、ちょっと気がかったことがあったんですね、読まれたと思うんですけど、町長も読んだことありますか、あんまり読んでないかもしれないんですが、忙しくてですね。

これですね、三加和のほうの中学校の生徒の作文が6人分ですね、それから、教育長賞をとった菊水中の生徒の分が1人ですね、が広報なごみに載るとるんですよね。それ見るとですね、消費税増税について、仕方がないとか賛成だとか、大事なことだとか、そういうふうにはほとんど三加和中学校生徒は書いてるんですよね。これが悪いというわけではなくて、各三加和中、菊水中での、先ほど言われた税の教室ですね、そこで、税理士さんが話された内容によって作文の内容も変わってきてるんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、菊水ではあまり消費税については強調されて、普通の全般的な税のあり方、税はこういうふうになってますよ、それがどういうふうに使われてますよということで話があったと思うんですよね。ところが、三加和ではほとんど選ばれた人は、消費税増税すべきじゃないかというふうな、致し方がないというふうなことを書いてるんですよね。

これは正直にその話を聞けば、そういうふう子どもたちは書いたんだろうというふうに私は思うんですが、だから、学校によって、そういう話の内容が違ってくるのかなということですよ。多分、さっき言われたように、税務署が協議会の事務局をやっているということですよ。それで、税理士への講師派遣ということだったろうと思いますけれども、それで内容が違ってきて。

実は、南関のほうもちょっと読ませてもらったんですよ。そしたら、消費税増税ということは載ってないんですよね。やっぱり子どもたちのあれには。だから、なんかちょっと違ってるなと

いう感じがしたものですから、今回質問したわけですけど、その件についていかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今の件については、子どもの素直な感想だと私はとらえているところなんです。菊水中も三加和中も租税教室ですね、22年度も23年度も行っております。同じ方法です。小学校も3校、3校やっているわけですけども。

先ほど言いましたように、中学校3年の教科書にもこのへんは載っておりますので、この学習を通して、子どもは子どもなりにとらえたのだと私はとらえております。だから、三加和中だけ消費税についてわざわざ取り上げたとかいうのは絶対あっておりませんし、どちらも同じ方向、また南関も同じ方向で進められていると私は知り得ております。たまたま今議員がおっしゃったように、何点かそういう触れていることがありますけれども、「ああ、非常に最近の動静をよく見てるな」というふうには私は逆にとらえていたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） これが三加和中学校で使われた「私たちの生活と税」という、これに基づいて話がされたというふうにするんですね。これを見ると、私たちと税のかかわりから税の仕組み、なぜ税を納めなければならないのだろうと。財政の役割とか、国の財政、地方の財政ということであるんですね。これからの社会と税、税の国際比較と。

私、文章を、作文読んでいますと、非常に思ったのは、消費税が日本の場合は低いと。5%だから。このグラフがありまして、ここにはほとんどスウェーデンとかデンマークですね、こういったものが25%以上ということでグラフに書いてあって、こういうふうに見れば、日本は低いからもっと上げたほうがいいんじゃないかとか、そういうふうに考えがちになるんじゃないかというふうに思うのが一つと、それから、借金が600数十億円あるけれども、これはどうやってこういう借金が膨らんだかということは、全く説明も何もないんですね。

だから、これが子どもたちがその借金を払わなきゃいけないみたいな感じになってきているものだから、子どもたちも、これ見て説明を受ければ、大変だなというような状況だと思えるんですね。少子高齢化で人口の減少するのも世界的に書いてあるんですけども、これも、日本が一気に下がってくると。ほかの所はそんなに、なだらかになっているということで、高齢者が急に増える、それが何でなのかという、そういうのも恐らく説明はなかったと思えるんですね。時間的にはそういうゆとりはないと思うんです。

だから、もう少し本質的なところも含めて、租税教室というのはあったほうが、子どもたちの将来のためにも、自分たちが社会人になって税金を払って、それが社会の社会保障とかいうようなところに使われていくというふうになるかと思うので、そういうふうに願っているところです。

○議長（多賀勝丸君） 持ち時間なくなりましたが、簡単に答弁だけ許します。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今、議員がおっしゃいましたように、これが小学校のものです。

これが中学校のものです。ですから、同じ資料で指導なされておりますので、学校によって違うということはまずないというふうに御理解いただきたい。

それから、今、資料の中にいろいろとらえ方によっては違いますけれども、議員も作文読んだとおっしゃいましたけれども、中を見ますと、自分の家族のことを通して、「あ、これが税金で賄われてるからできるんだ、あ、国と国の交流も税金で賄われているからできるんだ」そういう非常に好意的にとらえているなというふうに私はとらえております。

今後、実際指導の中には、そのへんも十分考えながら眺めていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 以上で笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。2時45分より会議を開きます。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊後議員の発言を許します。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2番議員の豊後でございます。通告に従いまして質問をいたします。

本日は、3項目について伺います。その前に、東日本大震災が発生し、丸一年を迎えようとしておりますが、収容されました御遺体の中で、昨日の新聞でございますけれども、478名の方の身元が確認されず、いまだ無縁仏として安置されていると新聞に掲載されております。1日も早く御家族の元へ帰られることを願うとともに、御冥福をお祈りいたします。

それでは、1項目めの菊池川白石堰河川敷の広場の利用状況と課題等について伺います。

聞きますと、この河川広場が平成18年から国土交通省により整備され、素晴らしい芝生広場に生まれ変わっております。現在、河川広場においては、いろいろな町のイベントや町内外の皆様が多目的グラウンドとして活用されておりますが、町はこの河川広場について、維持管理等いかながなされているのか伺います。

2項目めからは質問席のほうで質問いたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、菊池川白石堰河川広場の活用についてお尋ねをいただきました。この河川区域、総面積3,200平方メートルでございます。国土交通省菊池川河川事務所と旧菊水町が、平成15年に白石地区にかかわる河川利用整備構想を策定いたしまして、平成18年から順次整備が進められてきたところでございます。

平成20年度末完成をし、それから、ペーロン大会が河川船着場で開催されるようになったとこ

ろでございます。今日は山太郎祭等も開催されておりますが、それに伴い、国土交通省、そして菊池川河川事務所と和水町の間で、白石地区に関する維持管理協定書を締結し、そして、町においては管理計画書を作成し、今、管理を行っているところでございます。その管理もろもろに関しては、そしてまた、利用状況に関して、担当課長より詳細にわたり答弁いたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） それでは、私のほうから利用状況と維持管理について説明させていただきます。

まず、利用状況ですけれども、多目的広場が中心でございますが、和水町が使用許可要領を定めておりまして、無料で御使用を許可している状況でございます。

主なものを申し上げますと、6月の第一日曜日、隔年ですけれども、2年に一遍ですが、消防団の規律訓練大会、それから、8月の1日、2日に行われておりますペーロン大会、あるいは、同じ時期に和水町古墳祭の駐車場としての利用、あるいは、11月第3日曜の山太郎祭イン和水と、それから合わせて、お正月に開かれます消防団の出初め式あたりが主な利用でございます。

それから、維持管理でございますけれども、総面積は3万6,000平方キロメートルほどあるんですが、下流の親水護岸とか船着場、あるいは白石席横のアスファルト部分は、維持管理部分じゃなくて国土交通省のほうになっておりますので、約3万平方メートルを協定に基づいてさせていただいておりますけれども、その中で、和水町がする部分というのは、日常的な活用面での管理というようなことでございます。具体的には、除草とか草刈りですね、シルバー人材センターに委託してやっておりますし、合わせて樹木の管理というふうなことでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 私が河川広場について御質問させていただいたのは、いろんなイベントがある中で、私もいろんなイベントなんかで参加させていただいておりますけれども、一番困るというのが、やはりトイレだろうというふうに私は思います。

現在、民家村の中のほうに、土手を登っていけばトイレはございますけれども、やはり、今、課長のほうからおっしゃいましたように、年間を通じていろんな行事がっております。延べ人数でやはり1万2,700名の参加があったということで聞き及んでおりますけれども、日曜日行ってみますと、車はいっぱい停まっております。やはり広い河川の広場でございますので、町外からのお客さんも結構来てるなということで私も認識をいたしました。

しかし、残念なことに、先ほど言いましたように、トイレが民家村の中まで塀を越えていかないかんという立地の悪さが一つあります。いろんなイベントの中では、簡易トイレを設置されてそれなりに利便性をもたれておりますけれども、通常的な中では、トイレがやはりそこに行かないかんということで、私はいかがなものだろうかということで取り上げてきたわけでございます。

それと、もう一点、せっかく河川広場を整備されて、江田川をまたぎますと、そこに縄文の森

がございます。あそこに行くには、やはりつり橋を渡って回らなければいけないというのが一つのネックでございます。せっかくきれいに整備されて、よければそこに石橋でもあれば、向こうのほうへも行って、結構遊べるんじゃないかなという気がしましたんで取り上げさせていただきました。

やはりこれは、皆さん方も誰もが認識をしているというふうに思います。今後、あの辺一帯をキッズのサッカー場としての役割も果たすんじゃないかなというふうに聞いておりますので、そのへんを踏まえたところで、今後の計画等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、河川白石堰の広場を活用した形の中で、それにかかわる諸問題を今、御提言いただきました。今、いろんなイベントをするときには、仮設のトイレを準備いたすわけでございますが、平常時において、いろんな形でちょっと利用するのにトイレがないというようなことで、大変お困り、そういう状況は十分分かります。よって、やはりそのことに関しては、民家村と併設した中で、今後、検討しなきゃいけないのかなと。そうすることによって、その広場を更に利用する率が上がってくるというふうなことになるのかなと思います。

それから、つり橋のところにに関して、対面のほうに行くに、何か石橋といいますか、増水時期には浸かって、かねがねは飛び石で行ける、そういう橋ということなんでしょうか、ちょっとそこらへんが分かりづらかったんで。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 私も設計者ではございませんので、なかなかそのへんは、立派な橋の設計はできませんけども、やはり、簡易ですね、危険を伴わないような石橋といいますか、飛び石を置く、そういった形でもいいんじゃないかなというふうに思います。確かに、カヌーとかあそこに水上スキーをされますので、ボートが出入りをするということがあって、ちょっといろいろあるかもしれませんが、私はそれよりも、縄文の森への行ったり来たりできるようなものを造っていただく、これお願いをするということは、なかなかこの場では言えませんが、私は町民、また町外の皆さん方が、利便性が非常にあるというふうに思いますし、今、縄文の森のほうに、町内外、どれくらい足を運ばれているのか、そのへん把握しておられればちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、つり橋のほうもかなり老朽化をしているということで、前回お話がありました。建て替えされるのか、若しくは塗装をしてさび止めをされるのか、そのへんも含めたところで、下流のほうへの受渡しの橋をとということも考えられると思いますので、合わせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） まず、飛び石というふうな提案でございますけども、いろいろ文章

を見てみますと、15年から整備の構想が始まり、いろんな話合いが行われております。その中で、白石地区の河川利用促進協議会というのがございまして、これには地域の方、また行政のほう、あるいは国土交通省玉名土木も入った方々で構成されていたようでございますけれども、もぐり橋というのが一応その当時検討なされて、19年の9月にさしより建設しないでいこうというふうな終結が見ておられるようでございます。

また、今ありました赤橋とおっしゃいましたが、塗装等がはげておりまして、御不便をかけておりますけれども、これは熊本県が一応建設なされたというふうなことで、社会教育課のほうから再三再四にわたって、メンテナンスをしてくれというふうに申出をされているということを知り及んでおります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 大体、今の課長の対応で分かりましたけども、やはり、この辺一帯を立派な町の施設として生まれ変わるためには、やはりトイレは不可欠じゃないかなというふうに思いますので、このへんも御検討いただきたいというふうに思います。時間が限られますので、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の2項目めのせきすい斎苑並びに和水町斎場・火葬場の現状と課題についてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それでは、2点目のせきすい斎苑及び和水町斎場・火葬場についてお尋ねでございます。お答えをいたします。

本件については、今後の課題といたしましては、せきすい斎苑及び和水町斎場も、施設の老朽化に伴う修繕費用の増大が懸念されるほか、環境に配慮した集塵機の設置、それからユニバーサルデザインに対する施設の改修などが必要になってきておるところでもございます。

現在、南関と和水町でつくるせきすい斎苑連絡協議会において、和水町斎場とせきすい斎苑の現状把握に努めておりまして、今後の業務運営については、幾つかの選択肢を出しながら、今後しっかりと検討してまとめてまいりたいと思っております。

この件に関しては、この会期中、14日に開催されます全員協議会の中で、今日まで協議会で取り組んで調査したことに関して御報告・御説明申し上げ、そして、議員の皆さん方の御指導をいただきながら、進むべき方向に整えて進めてまいりたいと思っております。

今回、今日このことについてお尋ねでございますので、今日の現状については課長から回答いたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

住民課長 高木洋一郎君

○住民課長（高木洋一郎君） 豊後議員の質問に対して御説明を申し上げます。

和水町斎場は、本町板楠1450番地にございまして、現在、運営をしているところでございます

が、現状と課題について御説明を申し上げます。

当和水町斎場は、昭和57年度の事業として設置をされ、昭和58年4月から業務を開始しております。今年30年を迎える施設でございます。設備の和水町といたしましては、火葬炉を2基、それから、待合室として和室2間と玄関ロビーにソファを設置しているところでございます。

平成18年度以降の火葬件数につきましては、70件から90件程度で推移をしております、そのほとんどが町内の方でございます。

ちなみに、平成23年度の和水町斎場の維持運営費は、人件費、それから保守業務費、燃料費などの経常経費が約360万程度でございます。それに機器等の修繕で毎年5、60万程度の費用が必要で、大体400万弱の経費で推移をしているところでございます。

先ほど、町長の答弁の中で、施設の老朽化に伴い、修繕費用の増大が懸念されているということでございますが、特に火葬炉の傷みの改修等が懸念をされております。火葬炉の操作盤の老朽化に伴いまして、修繕が必要になってまいってもおります。過去2回、火葬炉につきましては、レンガの張り替え等を行っているところでございます。

それから、集塵機、それから排気ガスの冷却装置等が、現在、設置してございませんので、その設置も今後検討しなければならない課題としてあげられます。1基につき約4,000万程度の経費が必要と見込まれておまして、二つの改修には約8,400程度が見込まれるところでございます。

それから、更には平成20年に雨漏りが発生をいたしまして、すぐ事業者さんに見積もりを御依頼申し上げましたが、約2,100万円かかるということで、そのときは応急的な修繕で済ませておまして、現在も応急的な雨漏り対策を講じながら運営をしているところでございます。

今後更に思わぬ所の修繕が出てくる可能性もございますので、危惧をしているところであります。以上、答弁と、説明とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） せきすい斎苑のほうの現状と課題をお答えいたします。

南関町と共同で運営を行っております。昭和56年に菊水町・南関町火葬場に関する事務の事務委託に関する規約を制定しまして、昭和57年10月に南関町米田区に事業着工、それから、58年4月から業務を開始しております、和水町斎場と同じく、本年で30年を迎えます。

火葬炉は3基ございまして、そのうち1基が大型炉でございます。火葬件数が多いときや棺が大きいときに大型炉を使用しまして、通常は2基で運営しているところでございます。

待合室は10畳2間を備えておまして、玄関ロビーには予備室などを設置しております。

火葬件数でございますけれども、平成21年度は両町合わせて246件、そのうち和水町分が94件、平成22年度は253件、そのうち和水町分が103件でありまして、毎年90件から100件程度で推移をしております。

年間の維持運営費用は、人件費や保守業務、燃料費など、合わせまして約1,500万円で、和水町からの負担金は約600万円前後でございます。

今後の課題といたしましては、和水町斎場同様に、施設の老朽化に伴う修繕費用が増大が懸念されるほか、消防法改正に伴う灯油タンクの地上設置、それから、外壁保守工事などが必要になってきております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今、細部にわたって説明をいただきましたけれども、この中で菊水斎場のほうですが、年間管理費が400万前後ということで今聞きましたけれども、これは人件費も含めたところで400万ということでいいわけですかね。

それと、ここに携わる職員の方はどういう位置づけでいらっしゃるのか、それも合わせて、せきすい斎苑のほうも南関との共同運営ということですので、そのへんもお願いをしたいと思います。

それと、町内・町外それぞれ利用というところちょっと語弊がございますけれども、その中の料金の設定ですね、そのへんはどういうふうになっておるのか。それと、町外の方についての、町外からどれくらいの方が年間斎場を利用されるのか、合わせてお願いをしたいというふうに思います。

私がこれ取り上げましたのは、大体30年近く両方とも経ってるということを知りまして、私もちょっとお世話になったことがございまして、よその県、また町に行きますと、今、斎場というのはホテル並みのシステムになっておるように思いました。最終の「ゆりかごから墓場まで」というのが、町民の皆さんすべてに町が考えていかなん部分でございますので、やはり最期の、有終の美を飾るじゃございませんけれども、そういう中では、やはり素晴らしい所で、あちらのほうに行けるならというふうな思いもございまして。たとえば悪うございまして。

やはりここにありますように、老朽化をしながら雨漏り等が発生しておると。下手すれば、今までの中で、大事な方を火葬するに当たって、ここには何も苦情はなしと、特別な苦情はないとかちょっと聞き及んでおりますけれども、それはあつてはならないことではございますけれども、やはり万全な体制で見送りをさせていただきたいというのが私の願いでございますので、そのへんも含めてお願いをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

住民課長 高木洋一郎君

○住民課長（高木洋一郎君） 和水町斎場、板楠に設置しております和水町斎場について、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

町外の方がどれくらい利用されているかということでございますが、大体3名から4名程度あります。それから、運営費が約400万程度と申し上げましたけれども、その中には人件費が含まれております。この人件費は、火葬の管理委託ということで、1名の方に火葬の業務、それから施設の管理について、掃除等について委託を、年間委託をしているところでございます。

それから、火葬料金につきましては、これは和水斎場も菊水斎苑も同額でございます。12歳以上の方が1体6,000円、それから、12歳未満の方が4,000円、町外の方が利用される場合は、12歳

以上、大人が4万円、お子様、12歳以下の方が3万2,000円という状況でございます。

菊水斎苑につきましては、本町税務住民課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） せきすい斎苑のほうは、これは平成22年度の決算でございますけれども、町外の方が使用されました、南関町受付のほうで12歳以上4人、それから、和水町のほうで受付をしました12歳以上の方が8名、計の12名でございます。

それから、せきすい斎苑のほうの職員でございますけれども、火葬業務委託料で2名の方に委託料として払っております。

それから、使用料でございますけれども、これは和水町斎場と同じく、町内の方は6,000円、町外の方は4万円で使用料をとっております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 町外の方の受付を聞きましたけども。

それでは、両方の火葬場を町内の方が、山鹿ないし玉名のほうで利用された場合は、どういった取決めといたしますか、外の方で4万円ということでございますけれども、これは町のほうの今聞きました料金で対応をされておるといふことによろございますか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 和水町斎場とせきすい斎苑のほうがどうしても空かなかった場合、町外の斎場に行ってもらいますけれども、例えば山鹿市の斎場に行ってもらったときには、4万円、山鹿市の斎場のほうが4万円、使用料としてとられますので、和水町のほうはその差額、3万4,000円を負担しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） それでは、町内であれば、居住しておれば、料金は一緒ということで認識をしました。

それを町長のほうにちょっとお伺いをしますけれども、やはり和水の中で二つの火葬場を持つておるわけでございますけれども、今後、30年の経過年数をたどっておると。じゃあ、これを両方ともメンテナンスをやり直すと、莫大なまた資金がかかると思うんですが、これを1カ所、若しくは近隣の、言うなればどこかに、有明のそういった広域関係の斎苑もございますので、そこと統合するというようなお考えはないのか、それも一点お伺いをしたいと思います。それにより経済的な負担行為がどれくらい軽減されるのか、そのへんも合わせてお願いをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、それぞれの課長から、和水町斎場そしてせきすい斎苑、その二つの

現状、状況を説明をいたされたところでございます。よって、今後、ここ2年、3年になるでしょうが、やはり、老朽化が進みますので、将来に向けてどのように整備した方がいいのかということで、南関と和木でつくっておりますせきすい斎苑連絡協議会の事務方において、いろんな角度から調査、そして、資料収集をさせておるところでございます。よって、それを今後、全員協議会の中で、こういうふうな調査をし、こういう選択肢、幾つかの方法でございます。将来に向けてはこうしたいというようなことをお話し申し上げながら、議員の皆さん方の御意見を聞き、更には、やはり和木町民皆がそれを理解してもらわにゃいかんわけでございますので、議員先ほどからおっしゃるように、やはり「ゆりかごから墓場まで」と。長い御苦勞をなさった方々の最期、これは本当に雨漏りする所ではなくて、本当にこういう所があるのかというような、そういうふうな本当に立派な施設、それで最期を終わっていただく、そういうふうな思いの中で、今後、全協にお示しし、皆さん方の意見を聞いていきたいと。それをいきながら、最終的にはやはり、町民全員が「なるほど、そういうふうに整えてください」という理解を得てことは進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今後の課題等も説明いただきましたので、これはこれとして受け止めておきたいというふうに思います。

確かに、こういったことはなかなか私も初めてのことで、最終的には我々もお世話にならないかん部分でございます。特に団塊の世代が今大体60歳代でございます。ひいてみますと、あと20何年すればおのずとそちらのほうにお世話になるというのがもう明白でございますので、どうか立派な斎場で送っていただけるようお願いを、お願いをするということはいけませんけれども、そういう形をつくり上げていただきたいなというふうに個人的に思いました。

それでは、これはまた全協のほうでいろいろ御審議をしていただきたいということでございますので、これで終わりたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、3項目めの土砂流入による、これは焼米地区でございますが、ため池の埋没についての経過についてお伺いをしたいというふうに思います。

これも再三いろんな方々のお話を総合しながら、今回、一般質問の中で取り上げさせていただきました。この背景を、当時の建設課長、それから現在の建設課長いらっしゃいますので、それぞれのそのときの立場上の問題点も出していただいて、ここで議論をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員さんの3点目、土砂流入によるため池の埋没しておることに関してのお尋ねでございます。

これ、平成8年から9年にかけて、町道改良工事で発生した残土を利用しまして、ため池上流地域に、その土地に埋立てを町が行ったものでございます。埋立地につきましては、土地所有者

から依頼により行っておるようでございます。

土石流の防止のために、布団加工、それから暗渠排水工事施工しており、土砂の流出を起こさないよう工事を行っているところでございますが、その埋め立てた所の地域周辺の山崩れが発生をいたしまして、それによって下流域のため池に流れ込んだということのようでございます。これは本当に長年にわたり、その地域に御迷惑かけておりますが、こうすれば完全に安全というようなこと、なかなかいろんな考え方がございまして、もちろんその地域からも要望も出されております。逆にそれをどのように活用したらいいのか、非常に現時点においては難しい部分もありますけれども、とりあえず、それぞれ今日までの経過について、それぞれ課長から御報告をいたすし、そして、今後の、本当に地域の方が安心していただけるようなものをひとつ見いだしていきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） それでは、豊後議員の御質問ですけれども、まず、工事の内容について御説明いたします。

まず、道路改良工事につきましては、先ほど町長が言いましたとおり、平成8年から9年にかけて実施しました町道藤野線の道路改良工事で、出てきました残土の処理ということで実施しております。

施工場所につきましては、玉名郡和水町の高野地内の工事でございます。埋立て土量といたしましては、約1万立米ほどの土を盛ってまいって埋立てをしている状態でございます。

また、埋立て時につきましては、持ってきた土を敷き直してから、埋立地の土砂流出防止のための布団加工を設置しておりまして、湧水箇所には地盤安定のための暗渠排水工事を実施し、法面については、生え芝等の法面保護を行っております。

前の工事等を見てもみますと、沈砂池等を造りまして、土砂流出のための防止策ということについては、考えて工事をしてあったものと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） お答えいたします。

平成8年が1期工事で、2期工事が平成9年の8月から着工しております。私、当時、課長になったのが平成13年ですので、実は課長補佐のときでございました。直接私、ここぼちよっとこのころは工事が多くて、直接担当はしておりませんでしたけれども、現課長が申しましたように、1万立米の残土を地権者の方の希望により持って行っております。

水路がありまして、その水路に流れないように布団加工あたりで土砂留めはちゃんとしておりました。その翌年か何年か分かりませんが、さっき町長が申しましたように、山崩れがあつておつて、それとやっぱり、盛っていた土が流れたとは思いますが。当時私も、現場には何回も行きました。初寄りも何回か行つてついでにお話は聞きました。

先日、ちょっと現場のほうを現課長と歩いてみまして、今、ため池の半分ぐらいは土砂がたま

っておりますので、実質、あれへ出すというのはあまり意味がないかなと思います。というのが、もう用水としては使っていないという地元の方の意見でございますので、多分、地元の方の希望としましては、あそこの県道の下のほうに大きい暗渠か又は水路を造って、坂田川まで流してほしくて言ってらっしゃるのかなと思っております。

それと、今、宅地がありますけど、あそこまでもう少し盛れば有効利用もできるし、そのへんのところじゃないかなと思っております。どうするかはちょっと時間をかけて、地元の方とゆっくり検討したほうがいいかなと思います。

といいますのも、あそこをいきなり水路を造って、下のほうの被害等も絶対ないということは考えられませんので、下の土地の所有者産たちの了解もひとつ得なければならぬかなと思っております。

仮にあれをすべて埋めてしまったら、ある意味、調整池の役目もしておりますので、今、水が逆に散らばっている状態でもありますので、そのへんのところをよく考えて、地元の方と協議をしながら進めていったほうがいいかなと思っております。以上ですけど。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今の話は、ほとんど堂々巡りみたいな話で、私は納得はしませんけども。

実は、今ここにため池、もともとはやはり、その地区の一時的な水の保管場所といいますか、上から来る水を一時的にそこでもたせると。今現在は、今、杉本君が言いましたけども、3分の2ほどもう埋没をしている。ほとんどもう埋没の状態ではあるわけです。その横のほうを水が流れているような状況で、すぐに下のほうの水門の入り口まで直通で水が流れていきます。これも、あそこに1段階ため池を盛って下のほうに流すというのを、役割を持っていたというふうに聞いております。当初、平成8年からの事業の中での廃土でございましたので、いつごろからここに土砂が入ってきたのということで聞きましたところ、上に泥を置き始めたときからもう入ってきたと。その間、幾度となく、いろんな区長さんも変わりますけれども、お話ししておったけども、一向になかなか前へ進まないということで、私もさんざんちょっと言われまして、見にも行きましたけれども。

やはりこれは、ひとつの、今、杉本君ははっきり申しましたように、不手際もあったということは今認識もしました。やはり、このへんも最初から、土地の地権者の方から、土砂の搬入をお願いするという背景があったということでございますけども、やはり下流における水路があったわけですから、そのへんの万全な対策をとっていかないと、安易にやはり町の道路改良工事の中での廃土を捨てるには、もうここが一番いいんじゃないかなということで、私は捨てられたんじゃないかなというふうに思いますし、これには県道が通っておりますその横の歩道を拡張するというのもちょっとお聞きをしましたんで、実は、県議のほうにもちょっと呼んで現場を見ていただいた経緯がございます。

既に、その前に町長も見ていただいておりますので、何らかの措置が講じられるものというふうに思っておりましたけども、なかなか難しい問題だということも私も認識しております。あ

えて今回この一般質問の中に取り上げさせていただいたのも、その背景があるわけでございますけれども、やはり、地元の方の意向と先ほどから話が出ておりますけれども、その意向があったから、私のほうにもこういった話が来たということは、しっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

ですから、私は下のほうまでずっと水路を見ながら、区長さんと見て回りましたけれども、やはりあそこに一旦ブレーキをかけてやらないと、そのまま上からの水が行けば、下のほうの堰というのはあふれ出すということは、もう目に見えとるわけですね。

ちょうど中間ぐらいの所、20メートルぐらい下ですが、もうそこは、下のほうはえぐれてしまつたわけですよ。水路という観点の中での機能を果たしてないというところまで見とかないといけません。建設課長、よく見とってください、これは。

ですから、私はこれ早急に、梅雨時前にはそういった整備をしていただくというのが、私はもう一番いいんじゃないかなと。お願いお願いではございませんので、もう何年も前から、平成8年、9年から、そういう思いの中でお願いをされたということを聞いております。

やはり、町がこれだけのことをほたつとつたというと語弊がありまけれども、そういう認識はあるわけですので、是非ともそのへんのところをもう少し地域住民の方々との協議の中で、前向きな検討をいただきたいというふうに思います。

それと、あそこはやっぱり上の高野台地のほうからの水も相当流れてまいります。もともとはあそこは窪地でございまして、下のほうには湧き水が出て、私も幾度となくその水を飲んだ経験がございます。そういうところで、下からの噴き上げてくる水もあるというふうに私も認識をしておりますので、もう一回きちつとした検討をお願いをしておきます。これは地域住民の方々の願いでもございますので、やはり、二次災害、三次災害が起こっては、町としての責任が問われるというふうに思いますので、このへんはしっかりと、建設課長、十分検討いただいて、町長のほうとも具申をしていただくように、お願いではございませんが、検討すべきというふうに申し上げておきます。

まだ時間がちょっと13分ほどございますので、これは余談的なことで申し訳ございません。これは前もって申し上げておりませんでした。

実は先日、熊本のほうでT P Pの政府からの説明がございまして、ちょっと私と中村議員、それから蒲池議員、3名出席をさせていただきました。

○議長（多賀勝丸君） 豊後議員、通告外になると思いますが。

○2番（豊後 力君） 一応断っていましたけども。

○議長（多賀勝丸君） 通告に従って質問お願いいたします。

○2番（豊後 力君） では、もう少し時間ございますけども、これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で豊後議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。3時50分より会議を開きます。

休憩 午後 3 時33分

再開 午後 3 時50分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、蒲池議員の発言を許します。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。1 番議員の蒲池恭一でございます。本日 5 人目の一般質問で、皆様大変お疲れかと存じますが、3 月定例会最後の質問者でございます。気合を入れてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災は、今年11日で発生から1年を迎えます。毎日新聞を読みますが、あの日から東日本大震災に関する記事が載っていない日は1日としてありません。それだけ日本人の心が引き裂かれる出来事であったと思われま。

1年が過ぎようとしている中、がれきの処理問題、また、福島第一原発事故による放射能汚染被害、風評被害による農産物・水産物の買手がつかない事態が報道等で見聞きします。同じ農業者として、心痛む思いでやみません。1日でも早い復興を願うところであります。

野田総理におきましては、昨年11月のAPECにおいて、TPP交渉に参加すると表明されました。12月の定例会においても一般質問しておりますが、関税が無撤廃であるTPPに参加するようなことであれば、我が町の基幹産業である農業は、衰退することは明らかであり、絶対反対であります。

国会においては、3月中の平成24年度の予算採決に向けて、与野党のせめぎ合いが激しさを増しているように思います。昼の報道では、本日、衆議院の予算が通過することが報道されておりました。国会議員一人一人が国民の目線に立ち、国民のための政治を願うばかりであります。人のふり見て我がふり直せという諺がありますが、町の町議会議員としてあげていただき、2年が過ぎようとしておりますが、私自身、より町民の皆様方の目線に立ち、精進してまいりたいと思っております。

町政を見てもみますと、基金の推移は平成17年度末、合併時、29億415万5,000円が、平成23年度末、66億2,975万1,000円で、合併時から37億2,559万6,000円の基金が積み立てられております。地方債の推移は、平成17年度末、合併時、91億4,303万8,000円が、平成23年度末、87億6,442万4,000円で、今年度から学校建設による起債等のため、4億1,215万6,000円が増加したにもかかわらず、合併時より3億7,861万4,000円が減額されております。

今後は、実質公債比率が上がりますが、合併特例債が残り、40億近くが起債が可能でございます。有利な財源を利用して、町民の皆様方の少しでも負担をかけないで、学校建設に当たっていただきたいと思うところでございます。

それでは、通告のとおり質問いたします。質問事項1、施政方針について。1、合併して6年が過ぎ、7年目を迎えております。町長は2期目の折り返しを迎えようとしておりますが、トップリーダーとしての、今後どのようにしていきたいと思われているかを伺いたいと思います。こ

の後は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 蒲池議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、施政方針についてお尋ねいただきました。いよいよ7年目を迎えておるわけでございます。それにおいて、トップリーダーとして今後どのように考えておるかというお尋ねでございますが、この件に関しては、先日、議会開会冒頭、24年度に向けたそれぞれの施政、思い、考えを述べさせていただきました。

早くも今期、2期2年を終え、後半の2年となったところでございまして、その思い、蒲池議員、先ほど心境をお述べになったと同時に、私も同じ思いでございます。

ところで、2年前に町民の方々に数々の施策を申し上げ、今日を迎えておるわけでございますが、その数々をいかに実行できているのか、今一つ検証し、残された2年にかけて実行取り組んでいかねばいけない、そう思っております。

まずは私の当初からの基本姿勢として、独断ではなく、そして閉鎖ではなく、対立ではなく、このことは今日なおも変わることないわけでございます。そうした基本的な理念を持って、更なる財政の健全化、先ほど、今日の状況、多少お触れになったところでございますが、今日の国・県の財政状況、そこらへんを踏まえ、更に和水町としての将来に向けて、しっかりと健全化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、少子高齢化対策の充実も重要です。それから、特に高齢化率の高い当和水町、昨年はねりんピックもペタンク競技を当和水町で開催をさせていただきました。やはり、これをもって更に高齢者対策とつないでいくのか、健康寿命高い和水町にするには、どういう施策を講じなきゃいけないのか、そうしたこと最も大切でございます。

それから、商工業、今日も中山間地、そうしたことについても質疑がなされたところでございますが、やはり、基幹産業であります農業、そうしたことを思っ、地域経済の活性化こそが和水町の元気に直つながらるものと思っております。

議員の質問を機に、不転の決意を新たにいたしましたということを申し上げ、まずはお答えといたしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 町長、これ覚えてますか。町長が2年前の選挙時に配られましたマニフェストでございます。これをちょっと読んでみますと、政策といたしまして3項目、少子化対策5項目ですね。高齢者対策に関して3項目、農・商・工地域活性化に対して5項目が上げられておりますが、町長がこの上げられたことは覚えてらっしゃいますよね。これについて検証を自分なりにしていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これを経済課長からいただきました。確かに2年前、本当に自分なりに、自分の思いで、自分だったらこれだったらできるなど、そういう思いの中でつくらせていただきました。そして、町民の方々にこのことをしっかり声をかけてまいったところでございます。よって、このことに関しては、即できるものもございます。しかし、なかなかまだまだ今後の課題もあります。皆さん方、即できるやつに関しては、もう既に実行させていただいておるわけでございます。これが何パーセントできてるのか、どうぞひとつ、議員さんのほうで御判断いただければと、御採点いただければ有り難いと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 点数を付ける場合ですね、ほとんどこのことがなされていると。民主党の批判をするわけでありませんが、マニフェストで言ったことはしない、しないことはすると。国会の場で論議されております。しかし、社会保障制度は絶対しなくてはいけないので、それに関しては、自民党に関しても公明党に関しても、協力し合ってもらって、社会保障制度の実現に向かっていってもらいたいと思います。

話はそれでしたが、一つですね、これはちょっとされてないかなということで、ちょっと上げさせていただきます。宅地造成事業に取り組み、企業誘致及び地場産業を支援し、雇用の場を確保しますというところが、ちょっと私が検証したところでは、ちょっと点数が低いんじゃないかなと思っておりますので、それに対して、今後どのように取り組んでいきたいと思っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今のことに関しては、このリーフレットに掲げることに関しては、はっきり申し上げまして、厳しいなと思いつつも、しかし、これは努力せないかん、そういう思いの中で掲げたものでございまして、よって、今後、今学校統廃合も進めております。そして、やはり子どもたちが「ここで生まれてよかった、ここで育つてよかった、この学校に行つてよかった」というようなことにするためには、やはり教育環境、人づくりが大切であります。

そして、やはりここで定住するためには、雇用の場も必要でございます。よって、そういう企業関係、働く場、これもしっかり今後努めていかないかん、大きな自分に課せられた、残された課題だということは十分認識いたしております。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） そうですね、努力は惜しまず、県等にも呼び掛けていただきまして、取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっとこれから外れて、今度は、昨日の施政表明の中で、少子化対策、定住促進対策等の課題を積極的に取り組んでいかなければならないと、施政表明演説、昨日言われてますので、このへんについて、ちょっと意見をお聞きしたいなと思っておりますけど。

人口減少が今、私がこれは和水町のホームページから取り上げたものです。これは年度別じゃなくて、年別になっております。これを見ますと、人口減少の推移を検証しますと、合併後、今年の2月まで1,028名の人口が減少しております。その内訳は、18年度が170名、19年度が212名、20年度が170名、21年が122名、22年が115名、23年が188名。そして何より、今年に入って1月、2月で51名人口減少しております。世帯数が、今日誰かの質問のところに言われたとおり、91の減です。それだけ核家族が進んでいるということでしょう、それはですね。

ただ、転入転出の増減は394名です。出産、子どもが生まれたのは396名、死亡、残念にも亡くなられた方が130名となっております。

今までいろんな対策がなされておりますが、言い方悪いですけど、ちょっと実が結んでいないんじゃないなと思っております。やっぱり、そこらへんで定住促進につながるためには、住む場所がなければ、どんなにいろんな対策をしても定住につながらないと思っておりますので、それについて、現在のうちの町営住宅は、22年度から27年度で和水町過疎地域自立促進計画の中に書いておりますけれども、南地区、菊水地区の南地区が24戸、町営住宅はですね。中央地区20戸、三加和地区におきましては、津田団地が6戸、和仁団地が14戸、百園団地が4戸、板楠団地が30戸、計6カ所で98戸となっております。

それで、今、利用状況等をお聞きしたいと思いますけど、どのようになっておるでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただ今、利用状況といたしましては、今、1戸空いておりますので、1戸につきまして、今、募集をかけている状態でございます。だから、97戸ですか、はい。そういうことでございます。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 町長、1戸しか空いてないんですよ。入りたくても1戸しか空いてないんですよ。やっぱりいろんな議員が言われております。菊水地区においては、民間の企業が入ってます。しかし、三加和地区には今のところ、私が知る限りでは1件も入ってません。やっぱり低所得者向けとか中所得者向け、また、雇用促進住宅なり、そういうことを今後計画していかなければ、このまま合併を待っていれば、26年度の三加和地区の開校、26年の4月1日には合併統合により、その空き地の利用をと言われてますけども、そこまで待てないような状況が、今現在、先ほど申しました23年、去年は180名減ってるわけですよ。これに関しては、町長、絶対していかねばいけなないと思っておりますけれども、どのように感じておられますか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） おっしゃることは十分分かります。今、人口減っている中で、戸数はその比率に合わせて減ってるわけじゃないわけで。ということは、核家族化、言うならば、見ますと、親は元に残り、若い者は違う所に出ていく、そして、高齢者になって、いろんな形の

中で、介護、そうしたことが必要になってくる。

昔の家族社会の中で、子どもが親を面倒みる、そういう社会というのがなくなりつつあるわけでございます。そこらへんを考えますと、そういう世帯に関してこそ、家の改造なり、そういう家族社会、そうしたことをつくり上げていく、非常に1戸当たりの人数が多い和水町、それが和水町のそれぞれの家庭の幸せにつながっていくのではないだろうかというような思いもするわけでございますので。

確かに人口が出たり入ったりしております。確かに町営住宅もそうですが、民間の和水町菊水地域に数々ありますけれども、ほとんど埋まっておると。いつかはしばらく空いてたんですけども、埋まっておると聞いております。そして、人口が減る。これはどういうことかなと、いまいち考えさせられるものがありますので、やはり総合的にひとつ和水町のそれぞれの家族、1戸1戸が幸せになるためにはどうあるべきか考えながら定住促進を図っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） そうですね、ちょっとここでお聞きしますが、久井原は52区画ありますけど、と、平野のグリーンビレッジに関しては11区画ありますけど、これはもう全部埋まっているわけですかね。

結局、確かに町長が言われることは、みんなで助け合って家族数が増えるということは理想的ではあると思いますけども、理想ばかりでは、実際もうそうやって親とは住まない世帯が増えているわけでありまして。

これだけ1戸しか空いてないという状況は、やっぱりせつかく町長が私の去年の質問の中で、医療費を高校まで無償化もしていただきました。確かにですね。住まいづくり応援プランとして、こうやって子育てにもいっぱい応援されてます。しかし、住む所がないんですよ、はっきり言ってですね。だから、やっぱりここはもう一度検証していただきたいと。お願いするといかんという先ほどの話でしたけれども、そこはきちんとした、今度また4月1日から企画課が創設されるようになっておりますので、十分議論されていければと。また、企画に関してはちょっと後々まだ質問しますのでそれぐらいにしますけれども。定住促進は我が町にとって、なくてはならない絶対施策だと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

今度は少子高齢化対策について質問したいと思います。これは、ちょっと見にくいですけど、南関町のことが今年の1月13日に載っております。「前年比1.4倍、出生数10年前の水準に」という見出しになっております。南関町の本年度の出生数が、昨年に比べて1.4倍の88人となり、約10年前の水準に回復する見通しとなったことが分かった。町は人口増と定住促進を最重要課題に位置づけ、様々な施策を打ち出しており、町で生み育てる環境が整ってきたのではないかと歓迎している。まちづくり推進課によると、2000年度と1年度は90人だった出生数は減少し続け、7年度は57人と一気に落ち込んだ。昨年度は63人だった。町は人口減に歯止めをかけようと、9年、雇用能力開発機構から鉄筋5階建ての40戸の集合住宅2棟を、雇用促進住宅として約4,600

万で購入し、所得基準などを設けずに運用したところ、町外から転入者が相次ぎ、満室となり、10年度は給食費の補助と中学生までの医療費無償化を始めた。本年度は1億円の予算を組み、1億円の予算を組んでるわけですよ。で、定住促進対策「住んでよかったプロジェクト」を開始、第1子に子ども祝い金としまして10万円、第2子20万円と、だんだんとありまして第5子まで10万ずつ上乗せする誕生祝い金や住宅取得補助と、転入生徒当たり5万円の奨励金、保育料の半額助成など18項目を設けたとあります。

読んでみますと、町長も知ってらっしゃると思います。私の所でもいろんな対策をされておりますが、これは総務課長、過疎債が適用されると知ってますか。過疎債が適用するから、これだけ町は1億円投入してしてるわけですよ。これは確かに、民主党政権になりまして、22年の4月1日からそんなふうになってると思います。ソフト事業のほうでですね。うちもその事業でこれだけのことをしていると思っております。このへんのところを見てみますと、せめて南関町の一人目からの祝い金、このようなことを本年度から補正予算でも組んでいかれて、されてはいかかかと思えますけど、どのように思われますか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 非常にお隣の資料を持って突かれておるんで。ただ、確かに子どもを、うちの場合は3子からですよ。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

3子、4子、5子、5子においては、南関さんにおいては50万、こっちも50万ですけども。1子、2子にどうしてしないか、その思い、願いは3子、4子、5子、ひとつ頑張ってくれという思いかもしれんけども、一方じゃ、子ども差別しているような、そういう思いも、痛い、そこらへんの心苦しい気持ちも感じんわけじゃありません。ですから、お一人生まれたときもお祝いなんだよねって。やっぱり名前がお祝い金ですから、そこらへんを考えたら、やっぱり南関の考え方が非常にやっぱり理解できるんじゃないかなと、そういう思いはかねがねしておりますので、それは率先をしてちょっと、とりあえず今年度からするにしても、予算としては一部いただきますので、後半において不足する部分を補正するということにあいなろうかと思えます。そこらへんはひとつ考えさせていただきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 今の答弁を聞きますと、「する」ということで受け取っておいてよろしいんですかね。ちょっと、もう一度確認をしたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 蒲池議員の思い、そのとおり御理解いただいて結構かと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 本当、ありがとうございます。今からですね、「ありがとうございます」って言ったらいかんとですね。ただ、今から生まれる方については、本当喜ばれることじゃないかと思います。

もう一つお願いしたいのがあるんですよ、私ですね。「新婚さん和水町にいらっしゃい」というところで、私の地元の所で、もう長年今まで、子どもからずーっと和水町に住んで、やっと結婚された方がおられます。このところの「夫婦いずれかの一方が30歳未満、又はいずれも40歳未満であること」というところが引っ掛かってですね。今まで住んでいただいて、和水町でずっと生活してもらって、これに適用されなかったんですよ。

ただ、ちょっとお聞きしますと、今年から広域のサポートセンターに登録すればもらえるという話なんですけど、そこらへんは結婚の祝い金なんですね、それは撤廃して、もうお祝いがありますので、このへんの撤廃もひとつ、お願いですっといかんけんですね、指摘して、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。検討します。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） ありがとうございます。本当に検討していただくということで、本当に有り難く思っております。後から怒られるかもしれませんがけれども。

後ですね、もう時間もちょうど半分を過ぎましたので、2項目の当初予算について、農業振興の主な予算について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 蒲池議員の2点目、当初予算、農業振興、主な予算について伺うということでございます。

農業振興、主な予算については、これも主なものに関しては、先日述べたところでございます。基幹産業であります農業、それが元気であることは最も重要で、また、今日、農業問題に関しては厳しい状況であることも間違いございません。

そのような中、農業を中心とした経済事業の充実こそ、和水町の将来を築く源であるということも述べさせていただいたところでございます。

議員自ら農業経営に取り組んでおられますし、そして、また一方、非常に先ほども子育てに関して、ある意味でしつこく質問されておりますが、PTAとして子育てに関して心を注いでおられます。また、JAの青壮年部として、また、その役員として農業振興への御活躍もなされておるわけですが、どうぞひとつ蒲池議員、農業振興に協力、御支援を願いたいと思っております。

平成24年度当初予算について、農業振興の主な予算については、2億5,217万でございまして、

前年比の1,262万、言うならば5.3%増、計上いたさせていただきます。詳細な事業内容に関しては、担当課長から説明をいただきます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） それでは、私のほうから平成24年度当初予算における農業予算の主なものについて述べさせていただきたいと思います。

まず、農業振興補助金というようなことで、担い手の方、農作業の受託、あるいは営農組合の方、あるいは生産部会の活動補助まで含めまして318万4,000円と。それから、町の単独分で有害鳥獣対策が302万と。それから、耕作放棄地が従来から懸念されておりますけれども、これは雇用基金創出事業を活用いたしまして、従来に増して取り組んでまいりたいと考えております。

それから、もう第3期対策になっておりますけれども、中山間地域等の直接支払交付金制度も引き続き予算化しておりますので、6,066万計上させていただいているところでございます。

それから、農業の担い手であります認定農業者の方々への支援というようなことで、その活動助成ですけれども30万と。それから、事業課のほうでやっていただいておりますけれども、今、西部のほうは採択を過年にされて整備も入っておりますが、東部につきましても、町長、事業課長等の働きで光明が見えてきておまして、議員さんも活動していただきまして、夏の採択に向けてその関係費用を上げているところでございます。

それから、町の単費で農地流動化の農地の貸し借りでございますけれども、その経費を1,300万余り。それから、農地・水・環境保全向上対策というようなことで、共同活動につきましては19年度から、そして、向上活動というのが本年度23年度から始まりましたけれども、24年度も続けていくということで、関係経費を計上したいところでございます。

主なものはそういうものでございますけど、生産組織の活性化や経営の安定化、生産者の育成及び確保、事業の効率の向上などに関する予算を今抜いたわけでございますけど、そういうのを確保して、農業の振興促進を図っていくことにしているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 当初予算以外でも、先日、施政方針の中で述べられておりますけれども、定住対策費、その内容をもう一度教えていただけますかね。

それとまた、ほかにその補正で組むような予定があれば教えていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） これも事業課のほうの事業でございますけれども、昨日可決いただきました補正予算の中に、圃場整備関係、西部地区ですね、その中で大体2,600万ほど可決していただきましたけれども、その中で県事業負担金は今年度中に支払をするということになつとるようでございますが、換地の経費、そういうのが600万余りあります。そういうのが来年度に繰り越してやっていくことになります。

それから、その他のところで説明させていただきましたけれども、大藤地区の昭和38年にパイロット事業によって、我が町としては最初に圃場整備された所でございますが、その用水が老朽化して営農に支障を来しているというようなことで訴えさせていただきました、今回、第4次に入りまして、それが1,900万。

それから、2、3の集落から、水田がなかなか乾かずに困っていると。いわゆる暗渠対策でございますけれども、それが2ヘクタールの300万ですね、計上させていただいたところです。補正です。そして、こういうのは繰越になります。

それから合わせて、もう御存じのとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金事業というのが国の事業でございますけれども、22年度からやらせていただいておりますが、これも引き続き来年度もやっていきたいというようなことで、1月末に締切りをいたしまして、59件の約3,000万の事業費になっておりますけれども、これも過日、県のほうに申請を申し上げたところでございます。恐らく、例年だと5月の半ば過ぎに内示が来ますので、また、議会議員の皆様には、6月補正でお願いすることになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 鳥獣対策被害事業について、三加和地区と菊水地区の件別、59件の中の、三加和地区は何件、菊水地区は何件というのを教えていただけますか。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） 従来どおり、やはり三加和地区のほうが多ございまして、46件でございます。菊水地区が13件でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） ついでに事業費まで、大体内訳でいいですけど、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） すいません、事業費までちょっと見ておりません。トータルで3,000万です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） あのですね、町単独でしております事業について、補助事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

果実施設整備事業です。スピードスプレーヤーとか施設園芸整備事業でハウスの自動開閉、イチゴの高設栽培とか。その、どれぐらいの人が利用されてるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） この制度が19年度に始まりまして、行わせていただいておりますところでございますけれども、19年度が10名ですね。20年度も10名、21年度が11名、それから、22年度が10名ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） この中山間地域での農業は、皆さん、先ほど町長が言われたとおり、私も農業を始めまして15年が経ちました。本当に厳しい、特にここ数年、原油の価格高騰により、資材費、肥料費、もうすべてにおいて高騰しており、10年前からすると、資材費、経費が1.5倍ぐらいかかるんじゃないかと私自身思っております。

そのような状況の中、町単独でされているこの事業費の割合が、15%とかじゃなくて、せめて倍ぐらいまでの補助事業にできないかと思っておりますけれども、あんまり何でもお願いすつといかんけいなんです、ちょっと検討、一般質問の折、ほかの議員さんが尋ねておりましたので、それについて検討するという回答があったと思っておりますので、そのへんについてちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） できればそういうふうには支援をしてみたい、そういう思いがありますけれども、やはり、いろんなものに関連してきます。やはり、そういうことで、先ほどなんか提示のことも申し上げましたが、根本的に、新しい就農の人にも、町でお祝い金やっておりますが、やはりそうじゃなくて、やっぱり後継者が残るようなそういう農家組織、そうしたことに更に逆に支援していかないかん部分もあるとやないかなと。やっぱり総合的に、ただ、今から農業やりますけんというようなことのみでということに関しては、それも一つの策かもしれませんが、根本的な将来的な農業振興、そうしたことに、総合的に今後、議員さん方の御指導をいただきながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） ちょっと違う方向からお聞きしたいと思っておりますけど。

なぜ、今、農業従事者の高齢化、後継者不足が進んでいると思われませんか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これにはやっぱり、一つ二つの問題じゃなくて、数々総合的な農業、やっぱり重労働の中で、それにかなうだけの所得、それはないから、最終的に一言で言えばそういうことではないかなと思っております。本当に農業をやって、やはり、公務員並の所得があるというならば、本当に自分の努力でどこでも所得を上げることができる。また、組織化も法人化もできるわけでございますので、なぜということに関して、1点、2点、3点に絞る理由というものは

ないと思っております。本当に、最後一言で言えば、魅力のない、そういう所得に乏しい、そういうことに尽きるんじゃないかなと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 町長、まさにそのとおりなんですよ。私も農業をして15年です。種をまいて芽が出る喜び、実がなって収穫する喜び、それがお金になった喜び、喜びを感じながら15年間農業をさせていただいております。

しかし、やっぱり農業所得の安定がなされていないことが、この後継者の不足につながっている一番の要因だと僕は思っております。

そのようなことから、私、先ほど町長から言われましたとおり、J A 玉名青壮年部という所に所属しており、J A 玉名管内で232名で活動しています。地域の農業を支える農業者のリーダーとして、魅力ある農業・誇りをもてる農業・心豊かな農業を目指して、様々な地域活動を行っているところであります。

そんな中で、近年の原油価格の高騰により、生産コストの上昇により、特に施設園芸の経営は危機的状態であります。

そこで、我々 J A 青壮年部で要望書を作成し、県選出の国会議員をはじめ、地元の国会議員に対しても要望しているところであります。

町としても支援をしていただきたいと思っておりますので、ここで提出した要望書を朗読したいと思いますので、聞いていただきたいと思っております。

原油価格高騰による要望書。我々を取り巻く農業環境が年々厳しい状態になっております。農業従事者の高齢化、後継者不足、原発事故による風評被害、米や各種農産作物の価格低迷、それに加え、農家にとって不安をおおるような T P P 参加へ向けての交渉開始、農業従事者の減少はますます加速するであろうと思われまます。

中でも一番の不安材料が、原油価格の高騰であり、十数年前に比べ、A重油の価格は約2倍になっています。オイルショックの再来とも言われる近年、原油価格は我々の予想をはるかに超える勢いで高騰しており、その影響は、施設園芸・促成栽培において、冬場には欠かせない、感温器の燃料、A重油費はもちろん、ビニール・肥料・農薬の価格や農用資材等、運送費など多岐にわたり生産コストが上昇しております。

また、原発事故による火力発電への転嫁により燃料不足が予想され、各電力会社は、電気料の引上げを検討されておりますが、我々生産者は、生産コストの上昇の中で、作物に対する価格の上乗せができない状態です。今以上の生産コストの上昇は避けられない状況下にあります。

このような状況下におかれている我々農業生産者は、今期を含め、将来的に経済苦を背負わなければならない現状であります。

我々青壮年部盟友は、日本国民の食料維持のため、日本の農業、地域の農業を支える農業者のリーダーとして、魅力ある農業、誇りを持てる農業、心豊かな農業を目指し、技術向上や地域活動を行っています。

今後、将来にわたり、農政活動はもちろん、食と農の関連事業への貢献や地域農業、地域農村が発展できるように、次の要望の実現を切にお願いいたします。

要望事項としまして、秋から春にかけ、施設園芸で各種作物を多く出荷する我が地域において、冬場の感温器の燃料、A重油費は、削ることのできない最も重要な経費であります。更に、近年の大寒波による影響で、農業経費に占める燃料費の割合は莫大なものになっております。生産コストの上昇による所得の低下を下げするため、A重油に対し、補助金や価格の上限設定等を早急に対応をしていただきたい。

二つ目といたしまして、イランの核開発疑惑に関連し、アメリカ・EUがイラン産原油の輸入禁止を発表しました。政治的に日本も同調し、イラン産原油の輸入規制が検討されていますが、いよいよ削減、又は休止となれば原油不足となります。また、東日本大震災発生以降、原子力発電停止により、各電力会社は、火力発電用の燃料として供給がなされれば、更なる原油価格の高騰が心配され、その影響がA重油のみならず、ガソリン等も価格が上昇し、全国民が苦しむこととなります。異常気象が騒がれる中、農業生産者にとって冬場の燃料確保は絶対条件であり、いかなる場合でも、燃料不足とならないよう対策をしていただきたい。

また、三つ目といたしまして、私は一番それが大事だと思います。近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷、耕作放棄地の増加が依然として厳しい状況下であり、その一番の要因は、農業所得の減少、不安定にあります。食料自給率の維持のためにも、野菜価格安定事業の価格の見直し、拡充をしていただきたい。以上を要望いたしますとしてですね、このように関係各位に今送っているところであります。町としまして、永住に対する対策をしていただけないかなど。これに関しては、過疎債のソフト事業のほうで適用が可能だと思います。そのへんをどうにかできないかと思っておりますけど、ちょっとお考えをしていただきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、御要望というか、こういうことはないかということに関しては、担当で調べさせていただきます。燃油ということになりますと、JAさん自ら営業なさっておるわけですから、やはり、そういう利益の中で、農家に還元をする。そして生産を上げて、それからまた、手数料も農協に入るわけでございますので、農協自らのやはりそういう改革、努力、これが必要じゃないかなと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 15年ですね、私、施設園芸をしております。毎日、日誌をつけておりますが、冬場の最低気温は、私がハウスを建てている所は、阿蘇の乙姫の最低気温と一緒にです。もう冬場はですね。それだけA重油を炊かなければいけないということです。A重油に対する補助金等を考えていただきたいと思っておりますが、私自身、施設園芸を生業としております。もしこの要望が聞き入れられることがあれば、補助金が支給されるようになれば、私はもちろん申請はしま

せんし、絶対に受け取ることはないと思っております。そのような思いで、我々の地域の農業を守っていただきたいと、切にお願いいたします。あと5、6分ありますので、そのへんに関して答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 本当に自ら、先ほど申し上げましたように、農業をしながら、まだ蒲池議員若いわけでございますので、やはり一生懸命頑張って、自分の後継者が「お父さんの跡を継ぐよ」というような、そういう模範的な農業経営をなさる、そのことに関しては、できる限りの、行政としては一緒になって支援をしながら、和水町の基幹産業である農業振興を図ってまいりたいと、そのような思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） うまい具合に逃げられたかなと思いますけども、5分残っておりますけども、これで私の3月定例会における一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 先ほど、蒲池議員から御質問のありました町営住宅につきましてですけど、ちょっと勘違いしておりました、町営住宅につきましては、一応、6団地の36棟の98戸の団地数でございますけれども、2月末現在で、南団地が3戸、津田団地が1戸空いております、3月末には南団地の2戸が入居が決まっております。それで、南団地1戸と津田団地1戸の計2戸が現在空いている状態でございます。訂正いたします。

○議長（多賀勝丸君） 以上で蒲池議員の質問を終わります。

以上で本日の会議は全部終了しました。

16日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。

お疲れでございました。

散会 午後4時45分